

## 第2次朝霞市男女平等推進行動計画

### 後期基本計画（案）

<sup>ひと</sup>男女の輪が素敵な朝霞をつくる  
～男女平等社会をめざして～

（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）

朝霞市



## 〈目次〉

第1章	計画の基本的な考え方.....	1
1	計画策定の目的.....	2
2	計画の性格と位置づけ.....	2
3	計画の構成・期間.....	3
4	めざす姿.....	4
5	重点課題.....	6
6	施策目標.....	7
7	第2次朝霞市DV防止基本計画.....	8
8	朝霞市女性活躍推進計画.....	10
9	施策の体系.....	12
10	本計画とSDGs.....	13
第2章	朝霞市の現状と取組.....	15
1	朝霞市の現状.....	16
2	現在までの取組.....	27
第3章	基本計画.....	31
1	男女平等の意識の浸透.....	32
1-1	男女平等の現状把握と将来像の提案.....	32
1-2	家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発.....	34
2	自己実現へ向けた学習機会の充実.....	36
2-1	多様なライフコース選択の情報と機会の提供.....	36
2-2	能力の開発と活動の支援.....	38
3	多様性の尊重と理解促進.....	40
3-1	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進.....	40
3-2	性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進.....	42
4	異性間やパートナーからの暴力の根絶.....	44
4-1	意識の啓発と情報の提供及び未然防止.....	44
4-2	相談体制の充実.....	46
4-3	関係機関等との連携強化.....	48
5	女性の職業生活における活躍の推進.....	50
5-1	政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進.....	50
6	地域団体や事業所における男女共同参画の推進.....	52
6-1	仕事と家庭・地域活動との両立支援.....	52
6-2	町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進.....	54

第4章	計画の推進	57
1	総合的な推進体制	58
2	それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進	59
3	市民・関係機関との連携	59
4	進行管理	59

## 第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 重点課題
- 6 施策目標
- 7 第2次朝霞市DV防止基本計画
- 8 朝霞市女性活躍推進計画
- 9 施策の体系
- 10 本計画とSDGs エスディーゼーズ

## 1 計画策定の目的

「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」が平成 11(1999)年6月に制定され 20 年が経過しました。この基本法は、男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することを目指したものです。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 15(2003)年に「朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）」を施行しました。この条例に基づき、平成 18(2006)年に朝霞市男女平等推進行動計画、平成 28(2016)年には第2次朝霞市男女平等推進行動計画を策定し、それいゆびらざ（朝霞市女性センター）\*を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談\*や女性総合相談などの施策を推進してきました。

このたび、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画」が令和2(2020)年度で終了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、市民意識調査や事業所アンケートを実施し、より多くの意見を反映し、朝霞市の男女平等社会の実現に向けた施策を推進するため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定します。

## 2 計画の性格と位置づけ

- 「朝霞市男女平等推進条例」第 10 条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- 国の施策や埼玉県男女共同参画基本計画との整合性を重視した計画です。
- 第 5 次朝霞市総合計画\*の将来像「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。
- 計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するよう市民意識調査や事業所アンケートを実施しました。
- めざす姿「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。
- 本計画は、施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に規定するDV防止基本計画として位置づけています。
- 本計画は、平成 28(2016)年4月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律\*（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」として位置づけています。

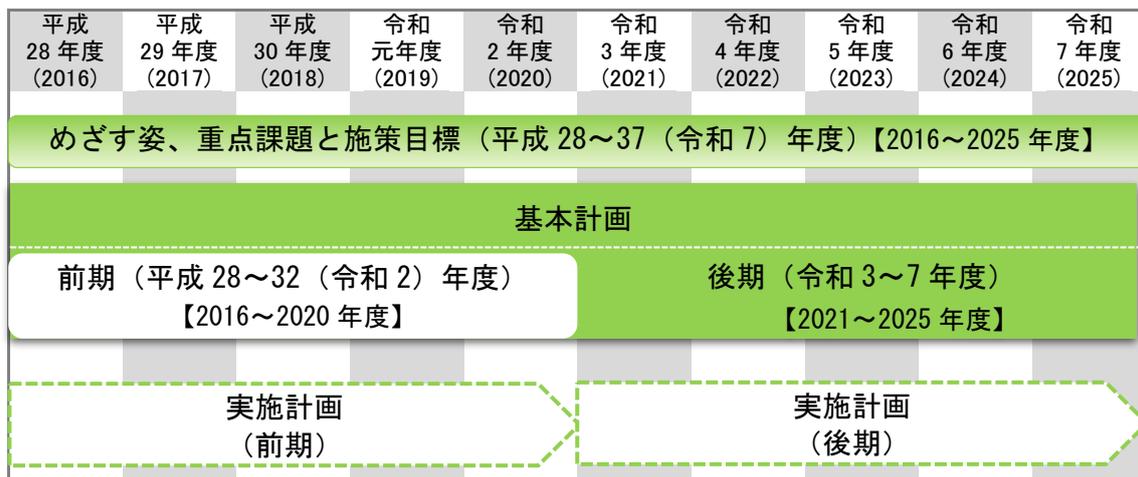
### 3 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成 28(2016)年に策定した第2次朝霞市男女平等推進行動計画の後期である令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの5年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して5年間とします。



\* **それいゆぶらざ(朝霞市女性センター)**…市民の交流や講座の開催、また、DV 相談や女性総合相談など男女平等に関するさまざまな施策を推進する総合的な拠点施設。朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」の思いから生まれた愛称。

\* **DV 相談**…本市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

\* **第5次朝霞市総合計画**…市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和 50(1975)年から 10 年ごとに計画を策定し、平成 28(2016)年度を初年度とする計画。

\* **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)**…女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 27(2015)年に成立した。民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

## 4 めざす姿

### ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

私たちの社会では、急速な社会環境の変化とともに、誰もが多様なライフコースを選択できるようになってきています。また、最近では、女性活躍推進法が制定されるなど、女性が活躍できる環境が整ってきています。しかしながら、家庭や地域・職場などの日常生活のあらゆる場面では、依然として性別による固定的な役割分業意識\*やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の個性や特性を発揮できないと感じている人や不平等を感じている人などがいます。また、誰もが持ち合わせている性の指向や自認に関しての偏見や無理解による差別を無くしていくため、「性の多様性」についての正しい理解を深めていくための取組が求められています。このようなことから、男女平等の意識づくり、そして、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が一層求められています。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画では、「ひと  
男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合えるまち、また、人それぞれが持つ多様性を理解し認め合えるまち、そして、誰もがあらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

めざす姿と男女平等推進条例、この計画との関係は、次のとおりです。

#### 朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

- ①男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- ②性別役割分業意識の解消と自己の責任に基づく自己決定権の確立
- ③政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- ④家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- ⑤あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- ⑥市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- ⑦国際的な協力の下での推進

\* 性別による固定的な役割分業意識…男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

男女平等社会の実現  
ひと  
男女の輪が素敵な朝霞をつくる  
～男女平等社会をめざして～

第5次朝霞市総合計画前期基本計画（平成28(2016)～令和2(2020)年度）

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



**第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画**

（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）

**重点課題**

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

**施策目標**

- (1) 男女平等の意識の浸透
- (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実
- (3) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (4) 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）
- (5) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女平等推進審議会

重要事項の審議  
市への意見

庁内連絡会議

情報共有  
計画内容の検討



第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3(2021)～7(2025)年度）

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



**第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画**

（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）

**重点課題**

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

**施策目標**

- (1) 男女平等の意識の浸透
- (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実
- (3) 多様性の尊重と理解促進
- (4) 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進
- (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

市民意識調査  
事業所アンケート  
職員意識調査  
統計資料 等

現状の把握  
計画の検証



男女平等の推進拠点

それいゆぷらざ  
（朝霞市女性センター）

## 5 重点課題

男女平等社会の実現に向けたこの計画の重点課題を、次のとおりとしました。

### (1) 男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識<sup>\*</sup>は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。また、誰もが持ち合わせている性的指向・性自認（SOGI）<sup>\*</sup>の正しい理解についての意識醸成が必要です。

本市では、男女平等の意識が市民の中に浸透していくことを重点課題とし、引き続き、様々な取組を進めます。

### (2) 男女平等が実感できる生活の実現

男女平等推進条例は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

女性活躍推進法や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方では、DV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

<sup>\*</sup>性的指向・性自認(SOGI)…SOGI(ソジ)はSexual Orientation Gender Identityの頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別と自分の性別との関係のこと。性自認は、自身が認識している自分の性別のこと。

<sup>\*</sup>ワーク・ライフ・バランス…一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

<sup>\*</sup>性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)…平成6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

## 6 施策目標

重点課題の達成に向けて、次の6つを施策目標とします。

### (1) 男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、固定的な役割分業意識\*や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

### (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

### (3) 多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)\*の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認(SOGI)について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

### (4) 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

### (5) 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。また、経営の意思決定過程への女性の参画促進を図るために、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行います。

### (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組や、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

## 7 第2次朝霞市DV防止基本計画

本計画では、「DV防止法」第2条の3第3項に規定する市町村計画として位置づけています。平成28(2016)年度から取り組んでいる「第2次DV防止基本計画」を本計画の施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」に位置づけて、引き続き様々な施策を推進します。

### 1 基本的な考え方

朝霞市男女平等推進条例及び「DV防止法」の基本理念に基づき、以下のような認識をもって、施策に取り組むこととします。

- (1) DVは、犯罪にもなる重大な人権侵害であり、許されない行為であること。
- (2) DVは、子どもをはじめとする家族の心身や生活の安定も損なう行為であること。
- (3) 被害者の安全確保と本人の意思を尊重した支援が必要であること。
- (4) それぞれの関係機関が連携して支援することが必要であること。
- (5) DVの未然防止のための啓発と被害者のための支援は行政の責務であること。

### 2 対象とする暴力

「DV防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力（デートDV\*）についても、対応を進めることとしています。

また、暴力は、身体的な暴力のみならず、性的、精神的、経済的な暴力も含まれます。

\*デートDV…恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

## 暴力の内容

■**身体的暴力**は、身体に直接加えられる暴力で、刑法第 204 条の傷害罪や第 208 条の暴行罪に該当する犯罪行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となります。

- ・殴る           ・蹴る           ・刃物などを振りかざす           ・引きずりまわす
- ・たたきつける など

■**性的暴力**は、相手の人格を無視し、自分勝手に性的なふるまいを行うことで、その結果被害者はひどく傷つき、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神障害に至る場合もあります。

- ・望まない性的な行為を強要する           ・中絶を強要する           ・避妊に協力しない
- ・見たくないポルノビデオや雑誌などを無理に見せる など

■**精神的暴力**は、相手の心を傷つける言動を繰り返すもので、その程度によっては、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・相手を繰り返し批判したり、人格を否定するようなことを言う
- ・交友関係や電話、郵便物を監視する           ・すぐ不機嫌になり、どなったり、無視したりする
- ・家族や友人との関係を邪魔する など

■**経済的暴力**は、経済的に支配しようとする暴力で、被害者の経済的自由を奪い社会から孤立させるものです。

- ・生活費を渡さない           ・働いて得たお金を取りあげる
- ・相手名義のローンを組ませる           ・仕事をさせない           ・仕事を無理にやめさせる など

※性的暴力、経済的暴力は、配偶者間であっても犯罪になることがあります。

※DV 世帯には児童虐待が潜在化しており、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として「児童相談所」の名称を明確化し、令和元(2019)年6月に DV 防止法が一部改正されました。

## 8 朝霞市女性活躍推進計画

### 1 計画策定の背景

平成 28(2016)年 4 月に「女性活躍推進法」が施行され、市町村は国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。

### 2 本市のこれまでの取組

本市では、女性活躍推進法の施行を受けて、同法の基本方針と「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」の内容を精査しました。その結果、実施計画と女性活躍推進法に定める施策を一体として推進できるものであると判断し、朝霞市男女平等推進審議会の意見を踏まえた上で、実施計画を女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、その取組を明確にするため、平成 29(2017)年 6 月に「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」を改訂しました。

### 3 基本的な考え方

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づき、取り組むべき主要課題を以下のように設定します。

#### (1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

#### (2) 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ①男性の意識と職業風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ③ハラスメントのない職場の実現

#### (3) 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

#### 4 女性活躍推進計画に該当する施策目標・施策の方向

本計画において「朝霞市女性活躍推進計画」に該当する施策目標・施策の方向は以下のとおりです。

##### 施策目標1 男女平等の意識の浸透

###### 施策の方向

- 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案
- 1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

##### 施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

###### 施策の方向

- 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
- 2-2 能力の開発と活動の支援

##### 施策目標3 多様性の尊重と理解促進

###### 施策の方向

- 3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

##### 施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

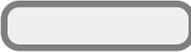
###### 施策の方向

- 5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

##### 施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

###### 施策の方向

- 6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援
- 6-2 町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進



…朝霞市女性活躍推進計画の該当部分



…第2次朝霞市DV防止基本計画の該当部分

## 9 施策の体系

### 基本計画

〈めざす姿〉

〈重点課題〉

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

ひと  
男女の輪が素敵な朝霞をつくるく男女平等社会をめざして

1

男女平等の意識づくり

1

男女平等の意識の浸透

- 男女平等の現状把握と将来像の提案
- 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

2

自己実現へ向けた学習機会の充実

- 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
- 能力の開発と活動の支援

3

多様性の尊重と理解促進

- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
- 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進

4

異性間やパートナーからの暴力の根絶

- 意識の啓発と情報の提供及び未然防止
- 相談体制の充実
- 関係機関等との連携強化

5

女性の職業生活における活躍の推進

- 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

- 仕事と家庭・地域活動との両立支援
- 町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進

# 10 本計画とSDGs

エスディーゼイズ

## 1 SDGsとは？

エスディーゼイズ

SDGs (Sustainable Development Goals) とは持続可能な開発のために令和 12 (2030) 年までに達成すべき目標で、17 の目標とそれを実現するための 169 のターゲットから構成されています。平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」を基本理念とし、開発途上国から先進国を含む国際社会全体及び各国政府、自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻き込むこととされています。

### SDGs の 17 の目標



## 2 本計画とSDGsの関連

エスディーゼイズ

SDGs (持続可能な開発目標) の 17 の開発目標の中には「目標5. ジェンダー\*平等を實現しよう」が設定されています。男女平等社会を實現することは、SDGs がめざす持続可能な社会の形成に強く結びついています。本計画においても SDGs の各目標と施策を関連付けて、施策を推進します。

### 施策目標とSDGsの関連

SDGs	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
SDGs	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
施策目標																	
施策目標 1 男女平等の意識の浸透			○	○	○												
施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実	○			○	○												
施策目標 3 多様性の尊重と理解促進			○	○	○					○						○	
施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶					○											○	
施策目標 5 女性の職業生活における活躍の推進					○			○		○	○						
施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進					○			○			○						

\*ジェンダー…本来の生物学的な性別 (セックス) ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。



## 第 2 章 朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
- 2 現在までの取組

# 1 朝霞市の現状

## (1) 人口・世帯の状況

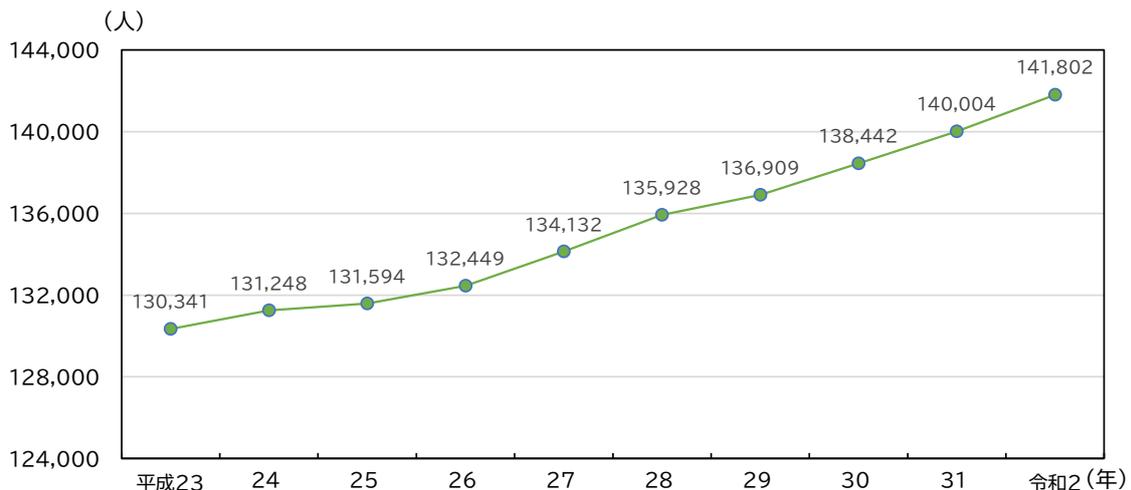
- 本市の人口は右肩上がりで増加しており、社会増減はほぼ毎年転入超過となっている。
- 本市の平均年齢は 42.8 歳で、県内で 3 番目に若い都市である（平成 31(2019)年 1 月 1 日現在）。
- 子どものいる世帯は、6 歳未満の子がいる世帯は約 1 割、18 歳未満の子がいる世帯は約 4 分の 3 を占めている。また、子どもがいる世帯のうち 9 割以上は核家族世帯となっている。

### ① 人口の状況

本市の人口は、平成 23(2011)年以降増加を続け、令和 2(2020)年 1 月 1 日現在で 141,802 人となっています。

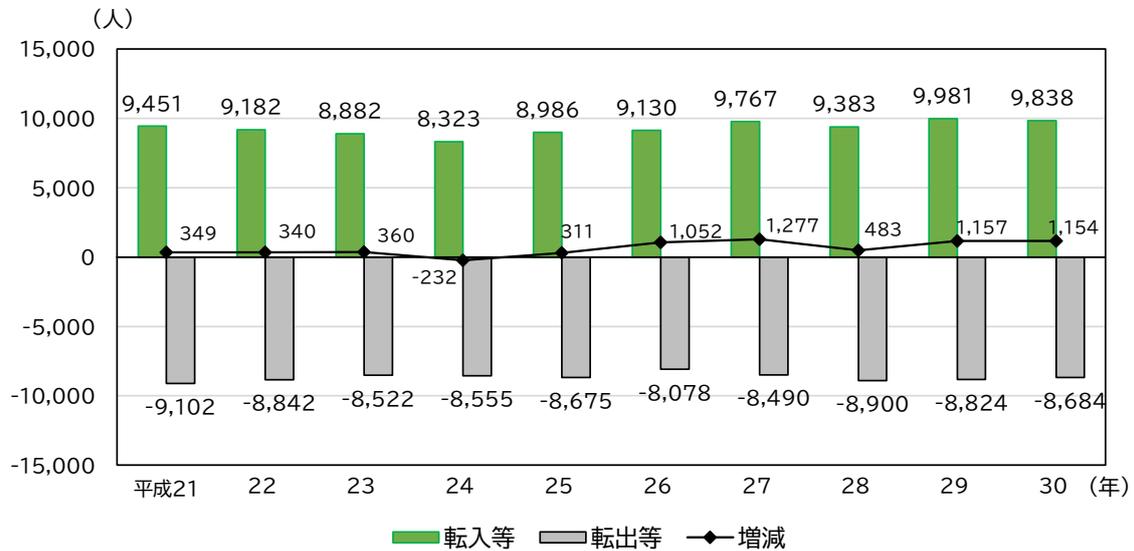
平成 22(2010)年からの 10 年間は、転入は 8,000 人から 10,000 人の間で推移し、転出は 8,000 人から 9,000 人前後の間で推移しており、平成 24(2012)年を除くすべての年で転入超過（転入数が転出数を上回ること）となっています。

図表 人口の推移



資料:統計あさか(各年1月1日現在)

図表 転入出及び社会増減の推移



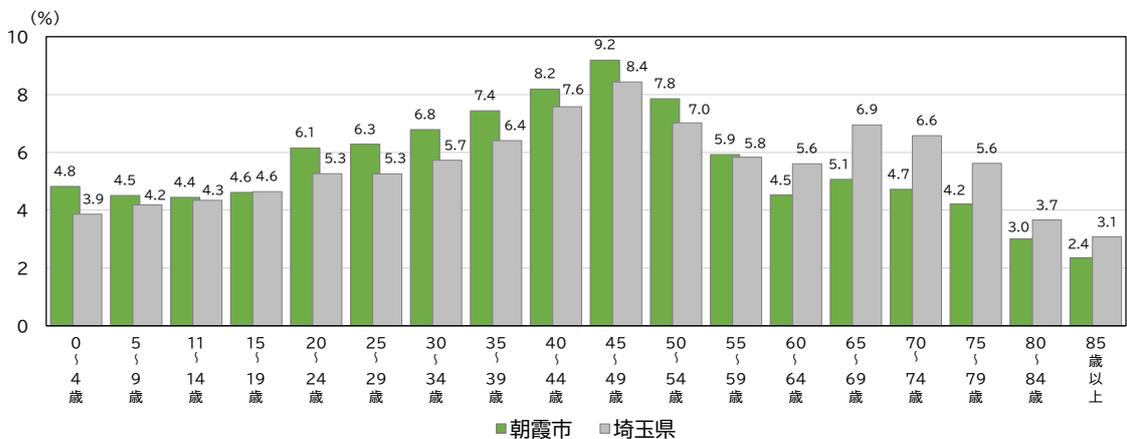
資料:統計あさか

年齢階級別人口の割合を埼玉県と比較すると、0～59 歳まではどの年齢階級でも本市の方が高くなっており、反対に 60 歳以降の年齢階級では埼玉県の方が高くなっています。このことから、本市は県内でも若い世代が多い都市であることがうかがえます。

なお、平成 31(2019)年 1 月 1 日現在の平均年齢は、埼玉県は 46.0 歳、本市は 42.8 歳で県内市町村の中で 3 番目に若い年齢となっています。

(資料:埼玉県町(丁)字別人口調査)

図表 年齢階級別人口割合

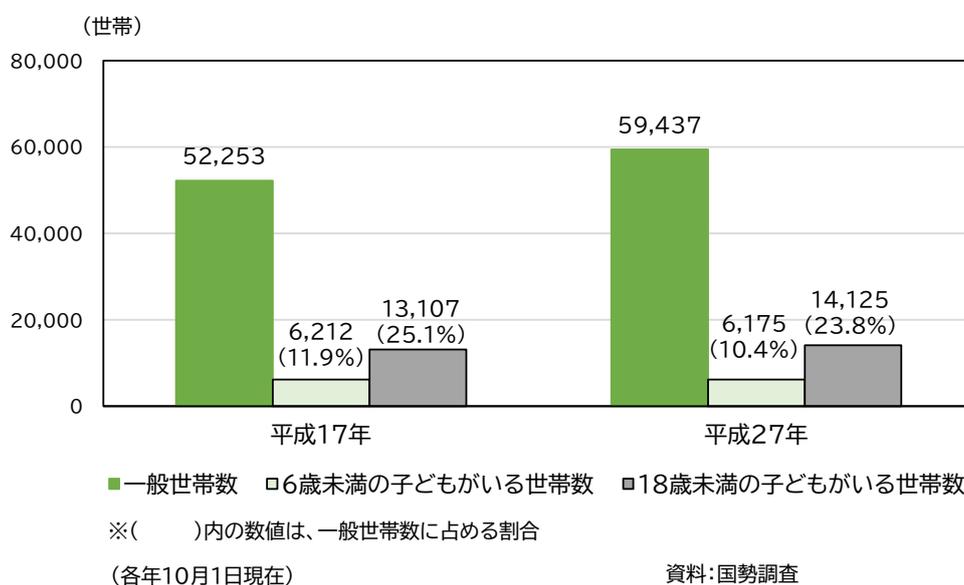


資料:統計あさか、埼玉県町(丁)字別人口調査(平成31年1月1日現在)

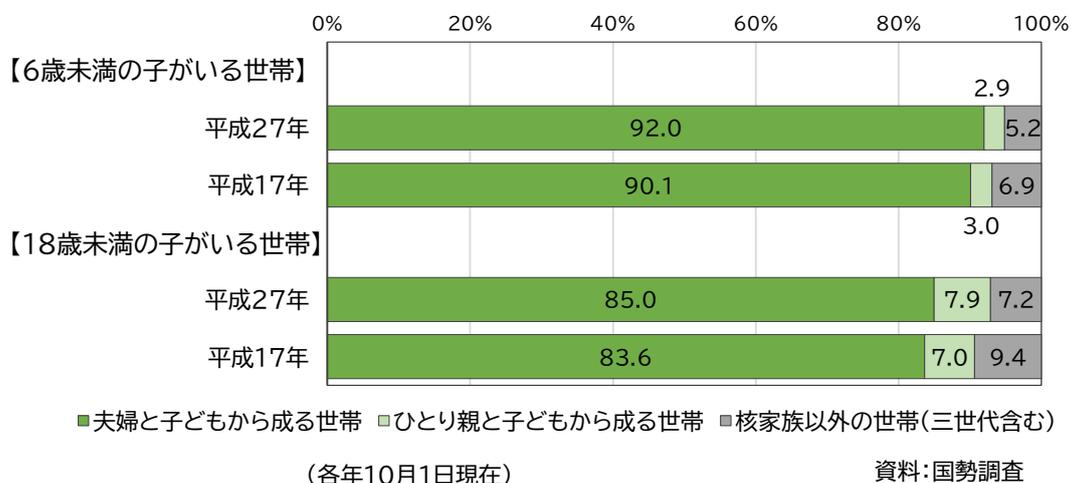
## ② 世帯の状況

平成 27(2015)年の本市の一般世帯数は 59,437 世帯で、平成 17(2005)年からの 10 年間で 13.7%増加しています。子どものいる世帯は、6 歳未満の子がいる世帯は 10.4%、18 歳未満の子がいる世帯は 23.8%で、いずれも平成 17(2005)年よりも割合が低くなっています。子どもがいる世帯の家族類型をみると、6 歳未満の子がいる世帯では夫婦と子どもから成る世帯が 92.0%、18 歳未満の子がいる世帯では夫婦と子どもから成る世帯が 85.0%で最も多く、ひとり親と子どもから成る世帯と合わせた核家族世帯の割合はともに 9 割以上となっています。

図表 一般世帯数と子ども（6 歳未満の子・18 歳未満の子）がいる世帯の推移



図表 子どもがいる世帯の家族類型（6 歳未満の子・18 歳未満の子）



## (2) 結婚・出産・子育てをとりまく状況

- 平均初婚年齢は、男女ともに埼玉県、国より高めの傾向が続いていたが、平成30(2018)年については埼玉県、国よりも低くなっている。
- 合計特殊出生率は、埼玉県、国を上回っている。
- 待機児童を解消するため、保育所の整備に取り組んでいる。
- 市内の事業所における育児休業制度の活用状況は、男女ともに活用する事業所の割合が減少している。
- 1週間の過ごし方にみる男女の傾向をみると、収入に直接つながらない家事・育児・介護等の役割は女性への偏りが大きく、収入を得る役割は男性への偏りが大きい状況が明確となっている。

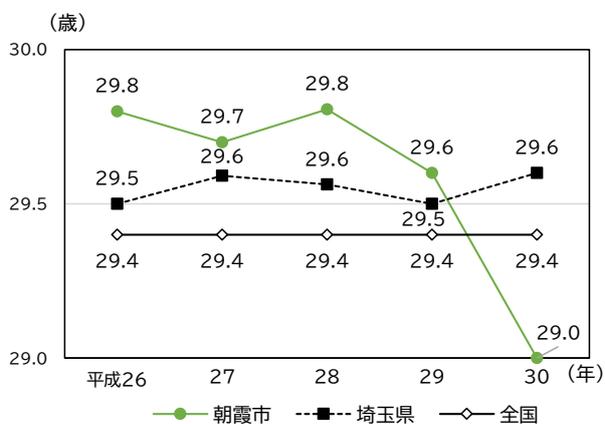
### ① 結婚をとりまく状況

本市の女性の平均初婚年齢は、平成26(2014)年から平成28(2016)年まではほぼ横ばい状況でしたが、平成29(2017)年に29.6歳、平成30(2018)年には29.0歳と、ここ数年は徐々に低くなっています。男性の平均初婚年齢は、平成26(2014)年以降平成28(2016)年までは概ね右上がりでも推移してましたが、平成29(2017)年、平成30(2018)年にかけて徐々に低くなっています。

埼玉県や国と比較すると、女性、男性ともに平成29(2017)年までは埼玉県、国の平均初婚年齢を上回るか同等程度でしたが、平成30(2018)年には埼玉県、国よりも低くなっています。

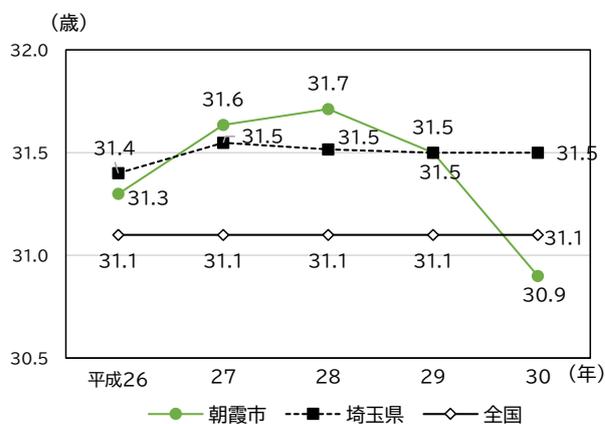
図表 平均初婚年齢の推移

#### 【女性】



資料：人口動態統計(厚生労働省)、埼玉県保健統計年報

#### 【男性】

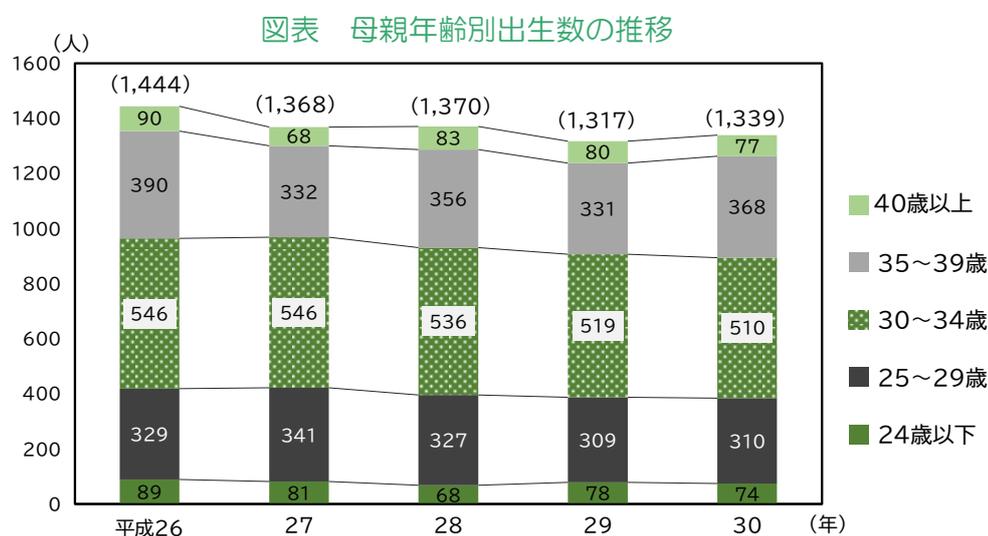


資料：人口動態統計(厚生労働省)、埼玉県保健統計年報

## ② 出産・子育て、家庭をとりまく状況

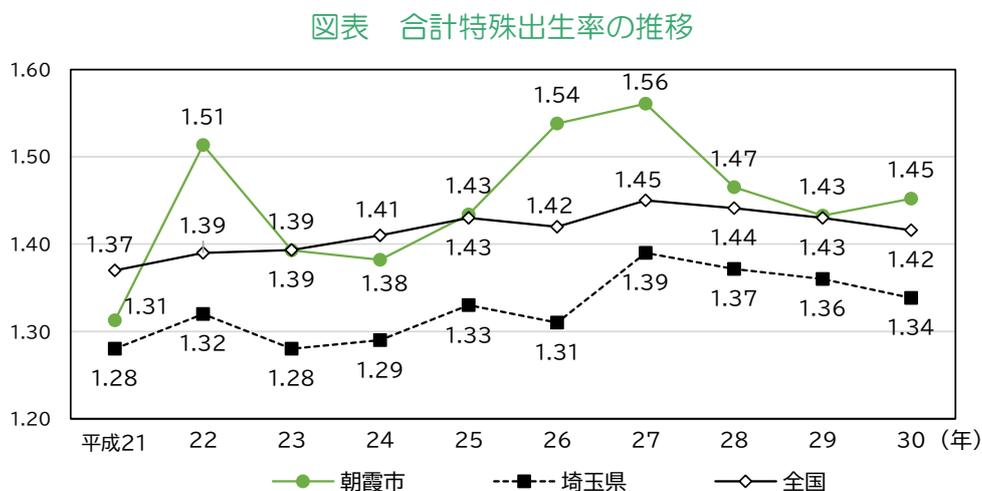
出産について、母親の年齢別出生数は平成 26(2014)年から平成 30(2018)年まで、どの年も 30～34 歳が最も多く、全体の 4 割近くを占めています。出生数の合計は、平成 26(2014)年から平成 27(2015)年にかけてやや減少しますが、平成 27(2015)年から平成 30(2018)年までは 1,300 人台とほぼ同程度で推移しています。

合計特殊出生率についてみると、本市は平成 26(2014)年以降はほぼ毎年、県や国よりも高くなっています。近年最も合計特殊出生率が高かったのは平成 27(2015)年の 1.56 で、その後やや低くなって平成 30(2018)年は 1.45 となっています。



※( )内の数字は総数

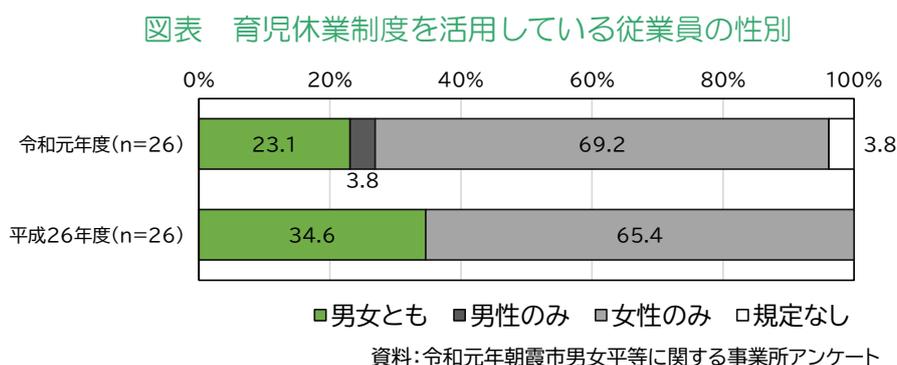
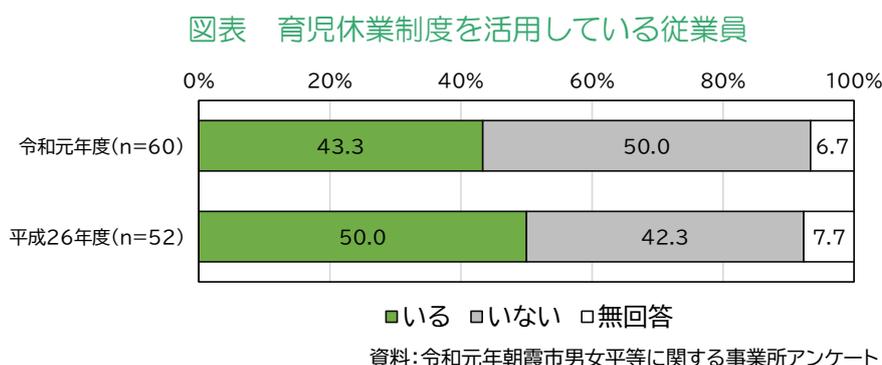
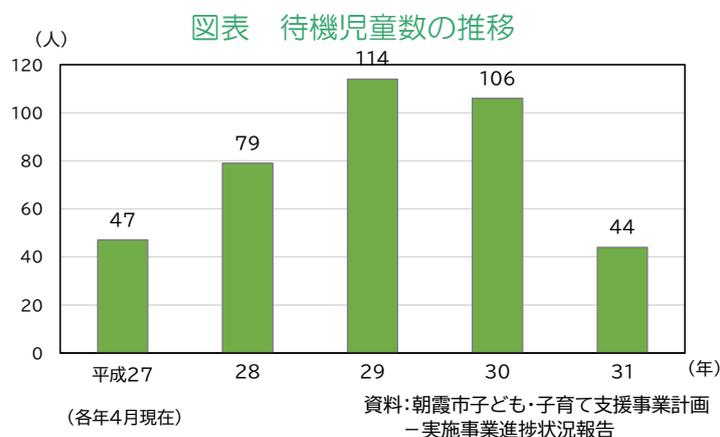
資料:埼玉県保健統計年報



資料:埼玉県保健医療政策課HP

待機児童数は、近年では平成 29(2017)年が 114 人と最も多く、直近の平成 31(2019)年は 44 人となっています。ただし、保育の全体定員は平成 28(2016)年4月現在で2,610人、平成31(2019)年4月現在で3,645人と、3年間で1,035人増加しています。保育の供給体制の整備を需要の増加が追い越している状況が見受けられます。

また、「朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」から市内事業所の育児休業制度の活用状況をみると、育児休業制度を活用している従業員は 50.0%（平成 26(2014)年度）から 43.3%（令和元(2019)年度）へと減少、育児休業制度を活用している従業員の性別については、男女ともに活用している事業所は 34.6%（平成 26(2014)年度）から 23.1%（令和元(2019)年度）に減少しています。

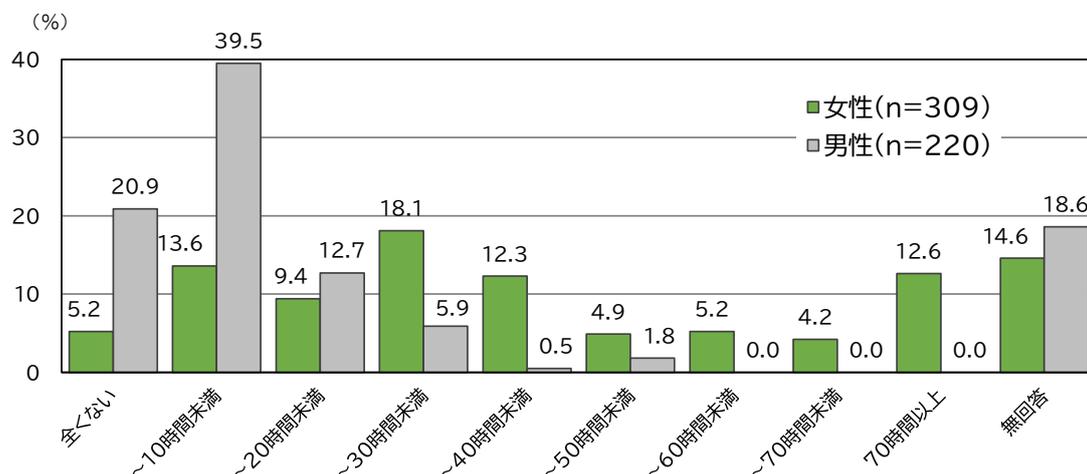


「朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」から、1週間の過ごし方について、男女の傾向に大きな違いがみられる「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」と「収入を得るための労働時間」についてみていきます。

「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」については、女性は20時間以上（「～30時間未満」以上の合計）が6割近くであるのに対して、男性は「全くない」と「～10時間未満」の合計がほぼ6割となっています。

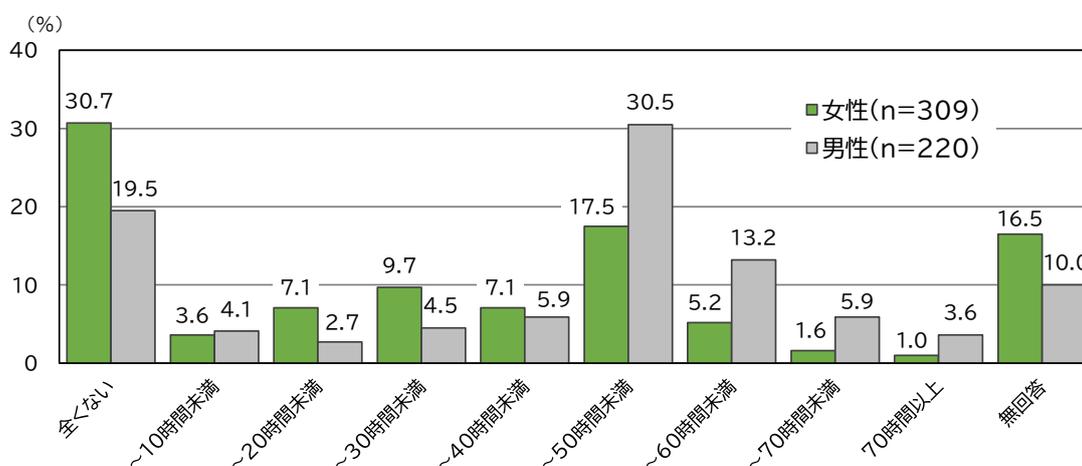
「収入を得るための労働時間」について、女性は「全くない」が30.7%で最も多くなっていますが、男性は「40時間以上 50時間未満」が30.5%で最も多くなっています。また、40時間以上（「～50時間未満」以上の合計）は、男性では53.2%と半数以上を占めているのに対して、女性では25.3%にとどまっています。

図表 1週間の過ごし方（収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等））



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 1週間の過ごし方（収入を得るための労働時間）



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

### (3) 就労及び市内事業所に関わる状況

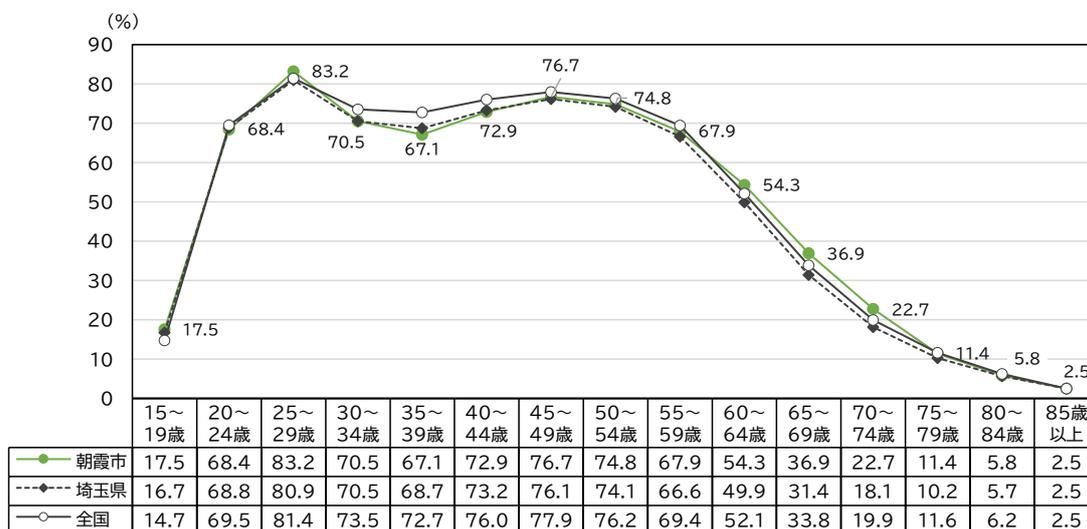
- 女性の労働力率\*は 30 歳代で低くなり、本市は埼玉県や全国よりもその割合がより低い傾向がみられる。
- 市内事業所の女性の従業員に占める非正規雇用の割合は減少傾向にあるが、依然として男性よりもその割合は高い。
- 管理職に占める女性の割合は徐々に増加する傾向がみられるものの、令和元年度時点で2割以下にとどまっている。

#### ① 女性の労働力率

本市の平成 27(2015)年の女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29 歳が 83.2%と最も高い割合となっており、30～34 歳では 70.5%、35～39 歳では 67.1%と、30 歳代の労働力率が低い傾向がみられます。

埼玉県、全国も同様に 35～39 歳は前後の年齢階級と比べて労働力率が低くなっていますが、本市は埼玉県や全国の労働力率よりも低くなっています。

図表 女性の年齢階級別労働力率



※グラフ内の数値は朝霞市女性の年齢階級別労働力率  
(平成27年10月1日現在)

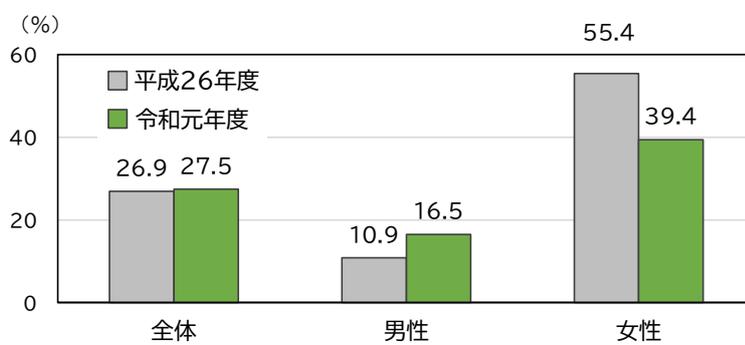
資料:平成27年国勢調査(内閣府)

\*労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

## ② 非正規雇用の割合

市内事業所における非正規雇用の割合について、全従業員に占める割合は平成26(2014)年度は26.9%、令和元(2019)年度は27.5%とほとんど同程度となっています。一方、男性従業員に占める非正規雇用の割合は10.9%（平成26(2014)年度）から16.5%（令和元(2019)年度）と増加しています。女性従業員に占める非正規雇用の割合は55.4%（平成26(2014)年度）から39.4%（令和元(2019)年度）と減少しています。女性従業員に占める非正規雇用の割合は減少しているものの、いまだ男性従業員との間に22.9ポイントの隔たりがあります。

図表 全従業員に占めるパート・アルバイトの割合



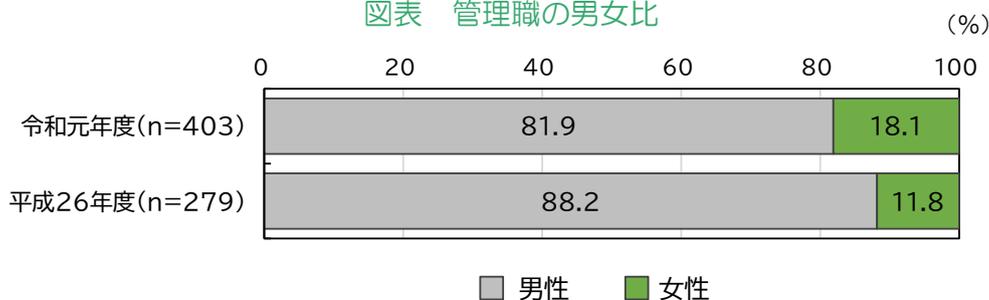
※平成26年度のサンプル数は、男性=1,674、女性=944  
令和元年度のサンプル数は、男性=2,109、女性=1,940

資料：令和元年朝霞市男女平等に関する事業所アンケート調査

## ③ 管理職の男女比

市内事業所における管理職の男女比について、平成26(2014)年度は男性の割合が88.2%、女性の割合が11.8%でしたが、令和元(2019)年度は男性が81.9%、女性が18.1%と、女性の管理職の割合が増加しています。

図表 管理職の男女比



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する事業所アンケート調査

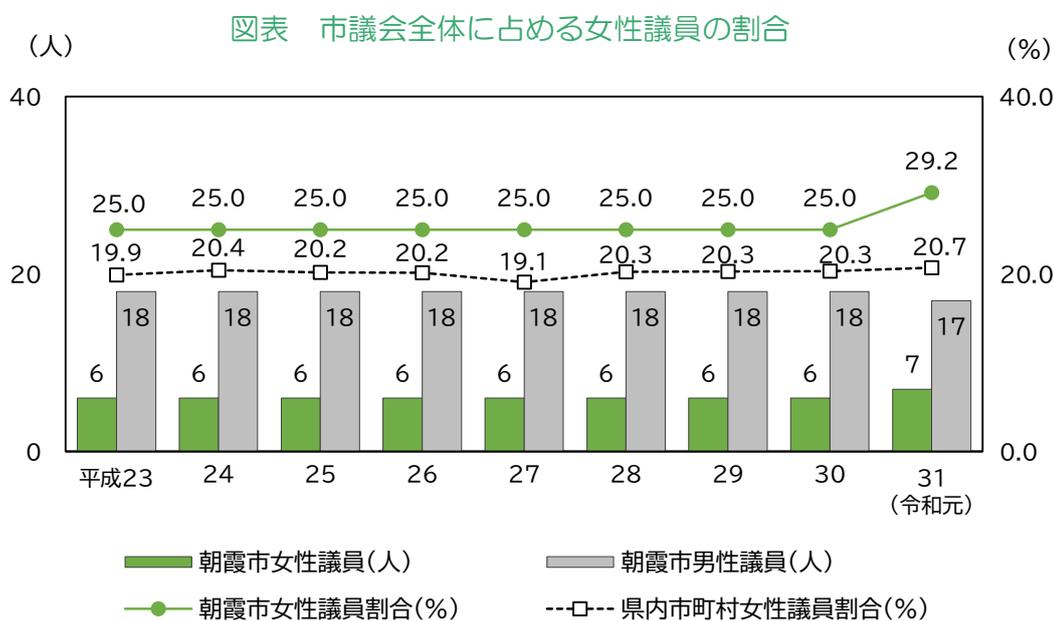
#### (4) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況

- 本市における市議会議員、審議会等委員、町会長・自治会長などに占める女性の割合は県内市町村の中では常に高くなっている。
- 平成 23(2011)年から平成 26(2014)年の状況と比較すると、近年は女性の割合の低下傾向がみられる。

##### ① 市議会における議員の状況

県内市町村の議員に占める女性の割合は、平成 23(2011)年以降 20%前後で推移しており、ほぼ横ばい状況となっています。本市の市議会議員に占める女性の割合は県内市町村と比較すると、常に高い割合で推移しています。

本市の市議会における女性の参画状況の推移をみると、平成 23(2011)年から平成 30(2018)年にかけては 25.0%で続いていましたが、令和元(2019)年には 29.2%に上昇しました。



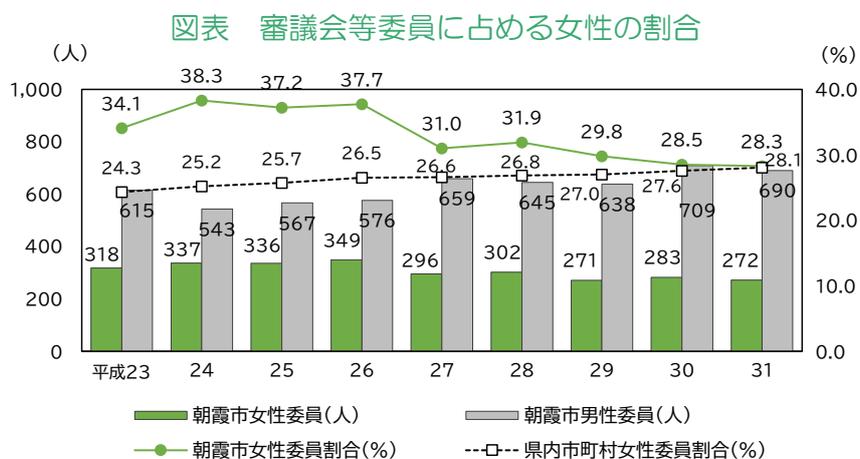
(朝霞市:各年12月現在、県内市町村:各年4月現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)  
朝霞市男女平等推進年次報告書

## ② 審議会等委員の状況

県内市町村における審議会等に占める女性の割合は、平成 23(2011)年以降おおむね 24～28%で推移しており、ゆるやかに上昇しつつも 30%を下回っています。本市の審議会等委員に占める女性の割合は県内市町村と比較すると、常に高い割合で推移しています。

本市の審議会等における女性の参画状況の推移をみると、平成 23(2011)年から平成 28(2016)年にかけては 30%を上回る比較的高い割合で推移していますが、平成 29(2017)年以降は 30%を下回る割合が続いています。

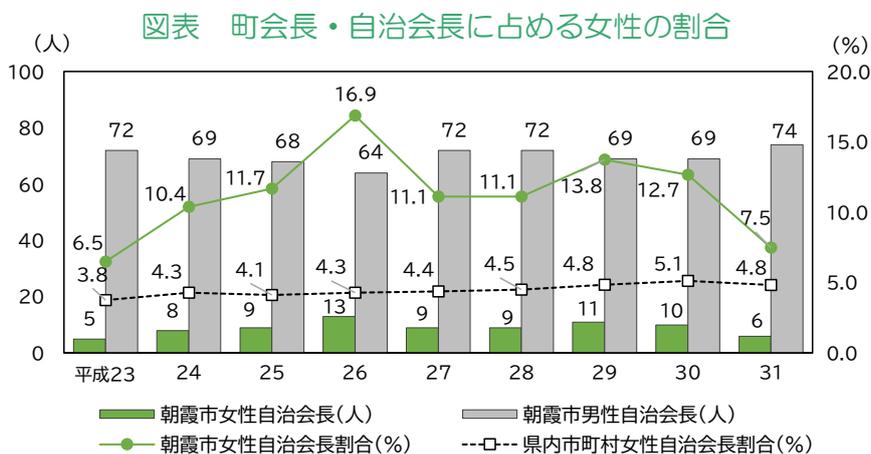


(朝霞市:各年3月末現在、県内市町村:各年4月1日現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)  
朝霞市男女平等推進年次報告書

## ③ 町会長・自治会長の状況

県内市町村の町会長・自治会長に占める女性の割合は、4%前後から5%前後で推移しています。本市の町会長・自治会長に占める女性の割合は平成 24(2012)年から平成 30(2018)年までは 10%以上の割合で推移しており、常に県内市町村を上回っていましたが、平成 31(2019)年は 7.5%まで減少しています。



(各年4月1日現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

## 2 現在までの取組

### 朝霞市女性行動計画〔計画期間：平成9(1997)年度～平成17(2005)年度〕

#### 基本目標1 男女共同参画を支える意識づくりをめざして

「あさか女<sup>ひと</sup>と男<sup>ひと</sup>セミナー」\*の開催、男女平等推進情報「そよかぜ」\*の発行など、幅広い年齢層を対象に男女共同参画を支える意識づくりを進めてきた結果、性別役割分業について「反対」する割合が上昇するなど、前進がみられました。

#### 基本目標2 多様なライフスタイルにあった環境づくりをめざして

子育て、介護サービスの充実、家庭や地域社会活動へ男女が参画しやすい環境づくりを進めた結果、子育てや介護の負担を軽減し、地域社会活動へ仕事をもつ男女や子育て中の女性などの参加が促進され、地域活動のリーダーとして活躍する人材も育成されました。

#### 基本目標3 生涯にわたる健康づくりと福祉をめざして

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての情報提供、「女性総合相談」\*の開設、「女性総合相談庁内連絡会」の設置、高齢者への福祉サービスや学習機会の提供などにより、女性の健康づくりの推進、女性が抱える問題解決のための体制の充実、介護に対する負担軽減などが進みました。

※「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、本計画では「性と生殖に関する健康と権利」と表記しています。

#### 基本目標4 男女共同参画社会の実現をめざして

各種審議会等への女性登用、市女性職員の意識啓発や情報提供、職員研修を推進した結果、政策・方針決定への女性の参画が進みました。また、「朝霞市男女平等推進条例」の制定、「男女共同参画社会づくり推進委員会」「あさか女<sup>ひと</sup>と男<sup>ひと</sup>プラン推進委員会」「男女平等推進審議会」\*の設置など、男女共同参画、男女平等の推進体制が充実しました。

\* **あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー**…男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

\* **男女平等推進情報「そよかぜ」**…男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し情報提供しているもの。

\* **女性総合相談**…本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

\* **男女平等推進審議会**…男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

## 朝霞市男女平等推進行動計画(第1次)〔計画期間：平成18(2006)年度～平成27(2015)年度〕

### 基本目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

男女平等について市民一人一人の理解が深まるよう、広報あさかや市公式ホームページ、リーフレットやパネル展など様々な取組により情報提供を積極的に行い、市民の関心や理解が徐々に進んできています。

### 基本目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるように、男女平等を進めるための、生涯にわたる教育・学習体系の確立をめざして、家庭・地域・学校でそれぞれ学習を推進するとともに、学習活動を支援する人材の育成に取り組み、市民との協働が広がってきています。

### 基本目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利」について周知を図るとともに、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざして、人権教育や相談体制の充実、暴力の発生を防ぐ環境づくりにも取り組み、市民の認識は深まってきましたが、引き続き今後も重要な課題となっています。

### 基本目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進してきましたが、明確な変化までは認められず、今後も地道な取組が求められています。

### 基本目標5 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援を進めてきたことにより、地域活動への参加状況、女性の働き方、男性の育児休業に関する考えなどについて変化がみられてきています。

## 第2次朝霞市男女平等推進行動計画〔計画期間：平成28(2016)年度～令和7(2025)年度〕 (前期計画期間：平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

### 施策目標1 男女平等の意識の浸透

広報あさかや市公式ホームページ、リーフレット等による男女平等に関する積極的な情報提供や、マタニティ教室への男性の参加促進などを通じて、市民への男女平等意識の定着や性別による固定的役割分業意識の解消が徐々に進んできています。

### 施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

総合的な相談事業を通じて、市民一人一人が自分らしく自立した生活を送れるような支援を継続しています。また、生涯学習をはじめとする様々な学習機会の提供や起業支援等の推進により、市民が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるような機会を提供しています。

### 施策目標3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利」について教育の機会の充実を図るとともに、全世代の市民に対して性感染症や薬物乱用対策を推進しています。また、年齢に応じた健診や健康教育、健康相談等による健康づくり支援を推進し、妊産婦に対しては安全な妊娠・出産のために、妊娠初期から出産後に至るまでの健康管理を支援しています。

### 施策目標4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

幅広い世代に対する人権教育の推進や若い世代へのデートDV\*防止に関する啓発を中心に、異性間の暴力が犯罪であるという認識を周知し、関係機関と連携して被害者等への相談、保護、自立支援を推進しています。市民のDVに関する認識は深まっていますが、DV被害は根絶されていないことから、引き続きDV防止に向けての取組を推進します。

### 施策目標5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等への女性の委員登用や、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画の促進を通じて、女性の管理職の増加等がみられるようになりましたが、意思決定過程による社会や男性の偏重の解消には至っていません。今後も地道な取組が求められています。

### 施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・地域活動・仕事に参画できるよう、子育て環境の整備や市民活動を支援する取組を推進してきました。また、平成29(2017)年には「女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画」を策定し、市内の働く（働こうとしている）女性がさらに活躍できるような環境を整備する取組を進めています。



## 第3章 基本計画

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 多様性の尊重と理解促進
- 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- 5 女性の職業生活における活躍の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

# 1 男女平等の意識の浸透

## 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

### 現状と課題

男女平等社会を実現するには、市民一人一人が性別にかかわらず平等な存在であるという意識を高めていく必要があります。

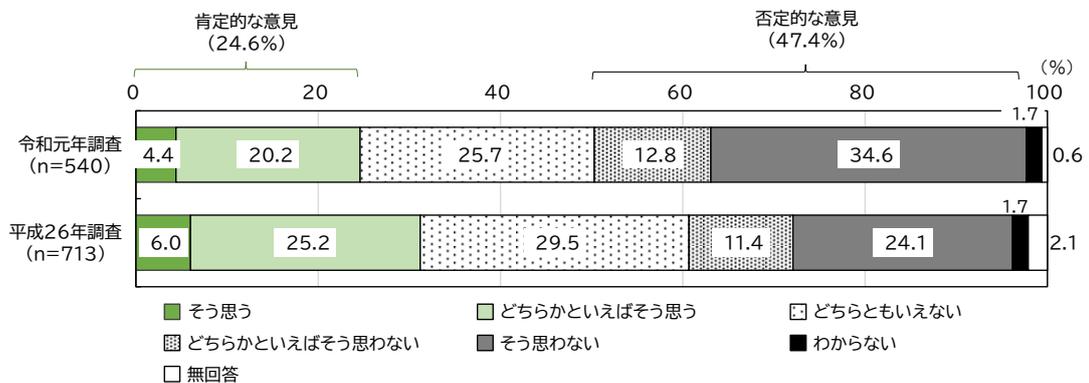
これまで本市では、「朝霞市男女平等推進条例」の制定や「朝霞市男女平等推進行動計画」の推進などを通じて、男女平等意識の啓発や性別による固定的な役割分業意識の解消に取り組んできました。

令和元(2019)年度に実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的な意見(47.4%)を持つ人は肯定的な意見(24.6%)を持つ人のほぼ2倍になっています。前回調査(平成26(2014)年度)で双方の意見の割合が拮抗していたことと比べると、性別による固定的な役割分業意識が解消しつつあることがうかがえます。

しかしながら、男女平等社会のイメージについては、家庭生活や学校教育、職場や政治の場など、どの分野においても8割以上の市民が男女平等になってほしいと期待しているにもかかわらず、現実にはそう感じていないと感じている市民の方がほとんどの分野で過半数を占めているという状況にあります。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では男女が平等になっていると感じている人は1割未満にとどまっています。

今後、性別による固定的な役割分業意識がより解消され、どの分野においても男女が共に参画していけるように、社会制度や慣行などを見直し、引き続き意識啓発を推進するとともに、一人一人が性別にかかわらず様々な分野で活躍できるような環境整備や能力開発等を支援する取組が必要です。

図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料: 令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

## 主な施策

### ○男女が平等な社会の具体像の提案を行う

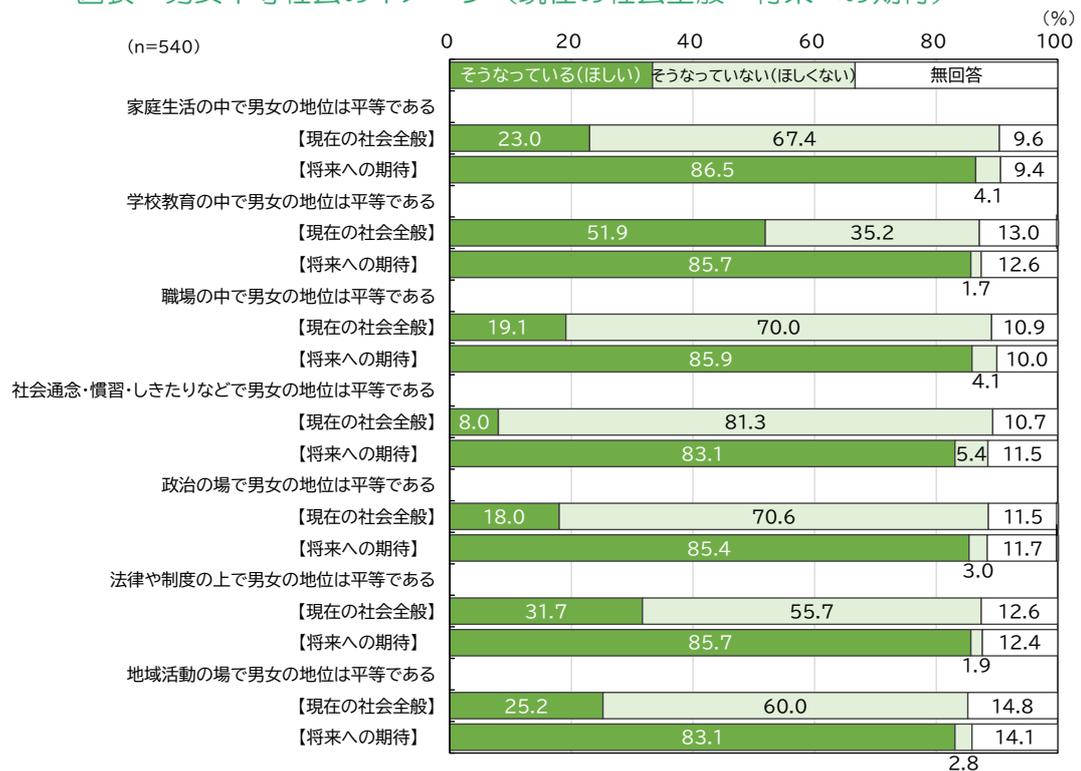
男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

### ○男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や地域・職場における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

図表 男女平等社会のイメージ（現在の社会全般・将来への期待）



資料: 令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査

**目標値の根拠** 男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

## 1-2

## 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

### 現状と課題

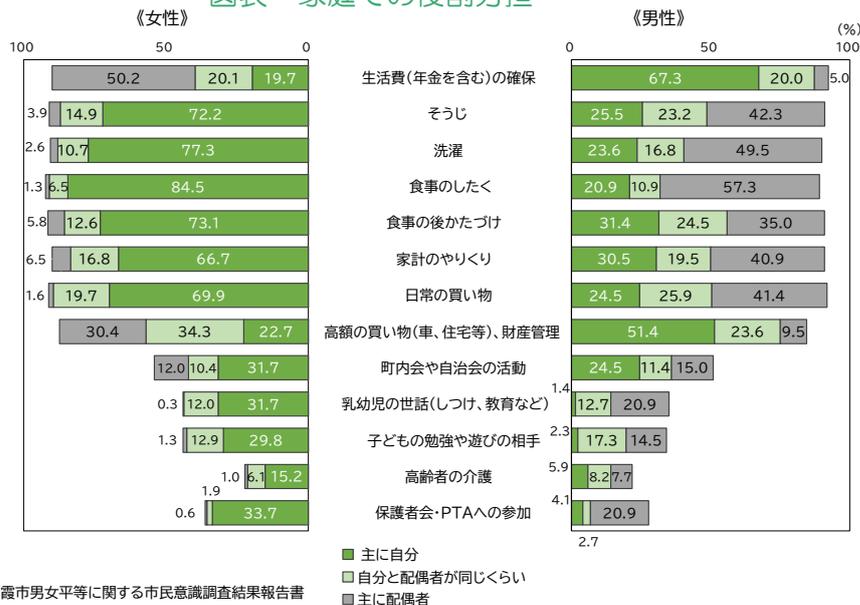
男女平等の意識を育むには、幼少期からの教育や意識の醸成が重要な役割を果たします。そのためには、学校教育の場をはじめとして、家庭や地域においても男女平等を実現するための意識啓発や性別で固定された役割分業を解消していく必要があります。また、テレビや新聞等が発信する情報も、ものの見方に大きな影響をもたらします。メディアが発信する情報を男女共同参画の視点から読み解くメディアリテラシー\*に関する教育が必要です。

市民意識調査によると、「学校教育の中で男女の地位は平等である」と感じている人は51.9%となっています。家庭・地域・職場などと比べると高い傾向ですが、理系の進路先を選ぶ学生に女性が少ない実態があることから、今後も性別によらない学習・生活指導や男女格差解消のための意識を養う教育が必要です。

男女が共同して家庭生活を支えていくことは、次世代を担う子どもたちの男女平等の意識を養うためにも重要です。現在では共働き世帯が大部分を占めるにもかかわらず、いまだにそうじ、洗濯、食事のしたくなどの家事を主に女性が担っている家庭が6割以上を占めています。男性の家事や育児の能力を高める講座等を開催したり、働く女性の能力向上のための講座の開催や情報提供等を通じて、家庭における男女平等の実現を支援する必要があります。

また、地域活動へは男女が同様に参画しているものの、女性が会長等を務めている自治会はいまだ少ない現状があります。今後、地域活動における男女の性別役割分業を見直していくと同時に、女性のリーダーを受け入れる意識の醸成を推進することが必要です。

図表 家庭での役割分担



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

\* **メディアリテラシー**…テレビや新聞記事、インターネットなどのメディアが伝える情報を理解した上で、その内容をそのまま受け取るのではなく、どのような意図で送り出されているかを主体的・批判的に判断する能力。

## ■ 主な施策

### ○男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

### ○学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

### ○男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

### ○学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

図表 家庭・学校・地域における男女平等社会のイメージ



資料:令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査

**目標値の根拠** 男女平等推進行動計画（第1次）策定時の現状値が23.7%であったことを踏まえ、第2次においても同程度の伸びをめざして設定

## 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

### 2-1

### 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

#### 現状と課題

女性が活躍できる法整備は整ってきており、多様なライフステージの中で、選択できるようになっていますが、現実では、結婚、妊娠、出産などにおいて、会社や男性、社会などにおける理解がまだまだ進んでいない状況となっています。誰もが様々な人生の段階において、チャレンジできる選択肢が必要となっています。

一方、就業を継続できない女性が多いことは男女の賃金格差の拡大にもつながります。経済社会における男女が置かれた状況の違い等もあり、男性よりも女性の方が貧困等生活上の困難に陥りやすいという問題があります。本市の女性総合相談の相談内容を見ると、経済・生活に関する相談が少なくありません。市民が自己実現に向けて十分な活動を行う前提として、経済面や住まいの面などにおいて安心できる生活基盤確保のための支援が必要です。

#### あさか男女（ひと）の輪サイトのリンク集（掲載項目）

##### あなたのチャレンジを応援します！

- 多様なライフコースの選択支援情報
  - ・内閣府男女共同参画局（女性応援ポータルサイト、女性の活躍「見える化」サイト）など

##### 応援します！働きながら「妊娠・出産・子育て」

- 家庭と仕事の両立支援情報（女性にやさしい職場づくりナビ など）

##### デートDVってなんだろう

- デートDV 関連情報（それってデートDVなんじゃない?? など）

##### 一人で悩まないで

- DV（ドメスティック・バイオレンス）や、その他悩みごとの相談窓口（市・県・警察等）
  - ・朝霞市の相談窓口（DV相談・女性総合相談・人権相談・法律相談・心配ごと相談 など）
  - ・埼玉県の相談窓口（婦人相談センターDVに関する相談・男性のための電話相談 など）
- 性的マイノリティ（性的少数者）に関する相談窓口（よりそいホットライン など）
- 国（内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報 など）
- 外国人の相談（外国人総合相談センター埼玉）

##### 職場でセクハラを受けたら

- セクシュアル・ハラスメント等労働に関する相談窓口（厚生労働省埼玉労働局 など）

##### 施設を利用してみよう！ホームページを見てみよう！

- 男女平等推進関連施設等
  - ・With You さいたま（埼玉男女共同参画推進センター） など

資料：朝霞市ホームページ

## ■ 主な施策

### ○自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

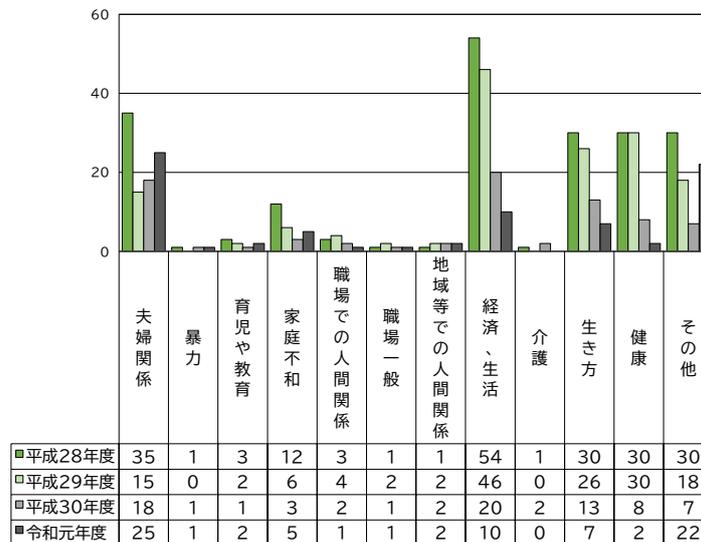
### ○自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する

市民がワンストップ\*で、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実します。

### ○自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

図表 女性総合相談の相談内容別件数  
(件)



資料：令和2年度版朝霞市男女平等推進年次報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査

**目標値の根拠** 積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

\*ワンストップ…一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるようにサービスを設計すること。様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」を指す。

## 2-2

## 能力の開発と活動の支援

### 現状と課題

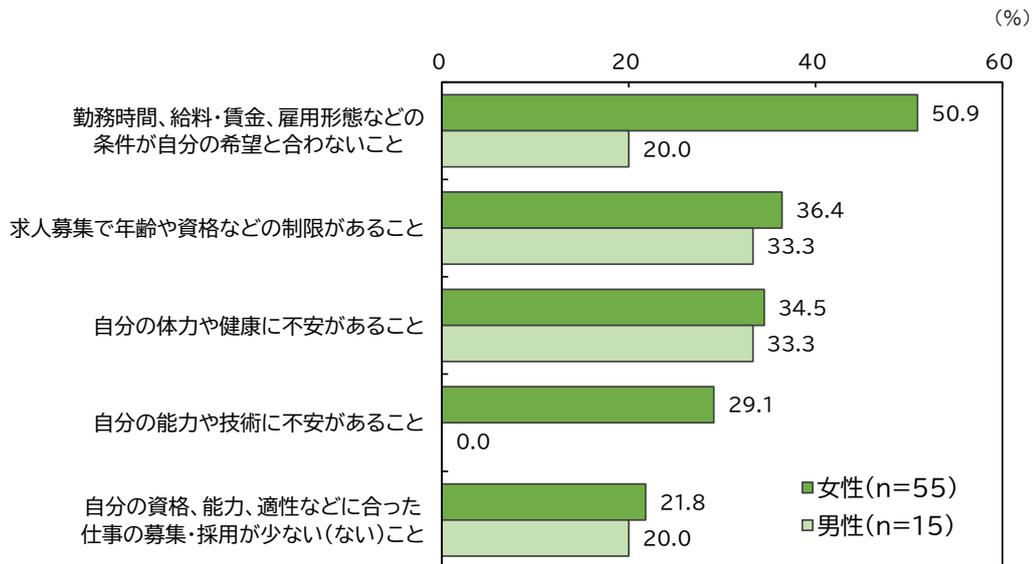
本市では市民の自己実現を支援するために、就業や起業に向けた情報提供や活動支援、市と地域団体との協働を通じて女性リーダーとなる人材育成に取り組んできました。

仕事で活躍したいと考えるすべての女性が、その個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、男性が家事や育児に参加しやすい働き方の見直しや企業の意識改革に加えて労働者の能力開発のための支援も必要です。

市民意識調査で仕事に就く上で困っていることを尋ねたところ、ほとんどの項目において男性よりも女性の回答率が高いという結果になりました。特に、「自分の能力や技術に不安があること」という項目をあげた男性は皆無だったにもかかわらず、女性は29.1%と、仕事における能力開発の必要性は男性よりも女性の方が切実に感じていることがうかがえます。

今後も、男女が共に職場や地域に参画し、個性と能力を生かして、自己実現を果たしていくために、能力や技術面での支援と様々な情報をニーズに合わせて提供していく必要があります。

図表 仕事に就く上で困っていること（上位5位）



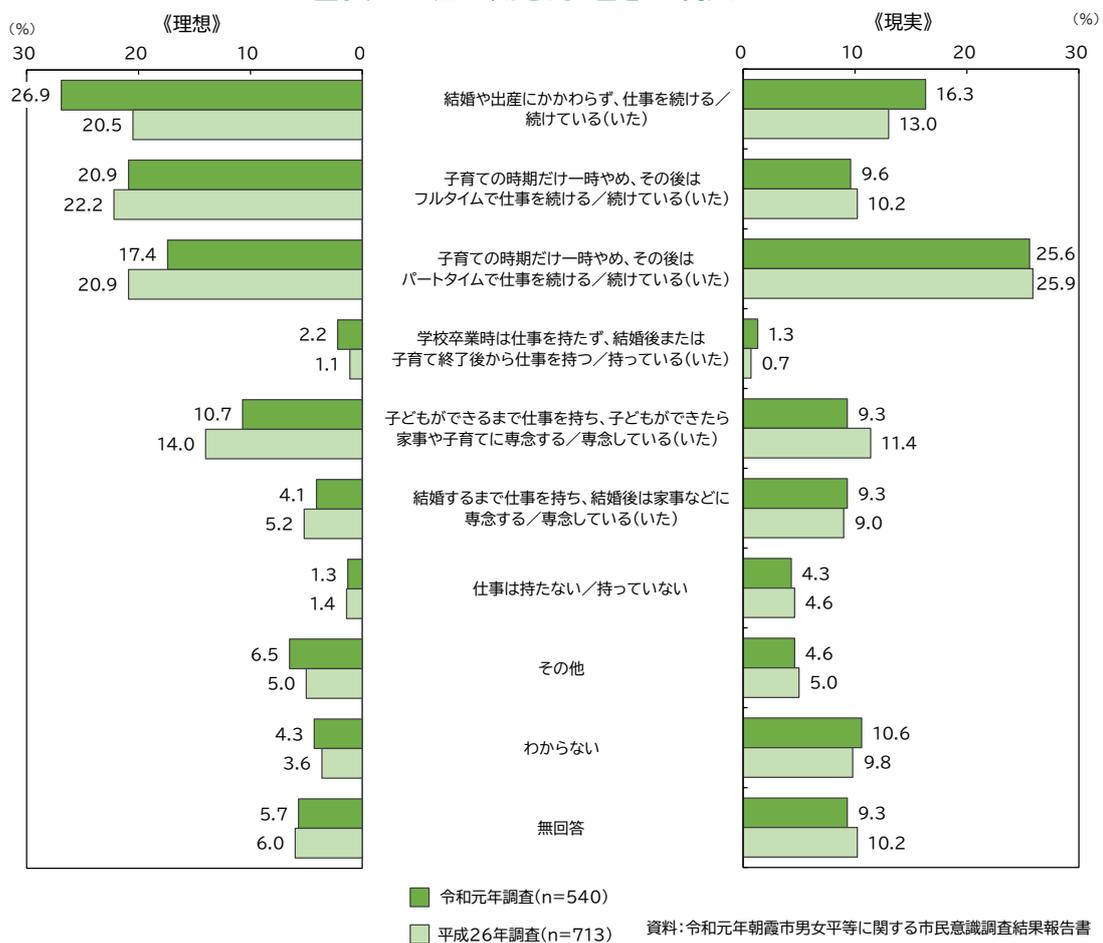
資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

## 主な施策

### ○能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPO\*などの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児・介護が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

図表 女性の働き方(理想と現実)



指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20~50歳代)の割合	11.5%	7.1%	20%	市民意識調査

**目標値の根拠** 働いている(働こうとしている)年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

\*NPO…Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

### 3 多様性の尊重と理解促進

#### 3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

##### 現状と課題

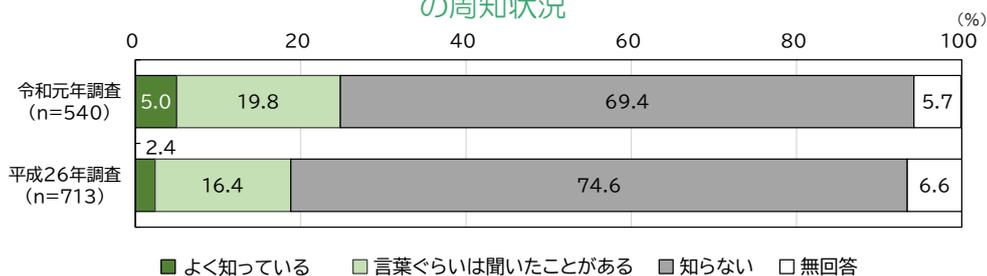
妊娠、出産することもある女性の身体には、男性とは異なる健康面への配慮が必要となります。また、男女ともに年齢に応じて健康のあり方は大きく変化します。男女平等社会を実現するためには、男女が互いの身体的な違いを理解しあい、思いやりを持って生きることが必要となります。

性と生殖に関することは人権の尊重に直接関連する大切なことです。すべての人が、自分やほかの人の性を尊重し、子どもを持つかどうか、いつどのように産むかということについて自己決定権を持ち、安全に妊娠、出産する権利を持っています。この権利を、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）\*とといいます。

このような性と生殖に関する健康と権利についての考え方は、幼少期からすべての年代に至るまで広く認識されることが必要です。そのことによって、性的虐待やセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力の被害を防止したり、望まない妊娠やマタニティ・ハラスメント\*を防いで安全な妊娠・出産を保証することにもつながります。

お互いの人権を尊重し、誰もが健康で自分らしい人生を送れるような男女平等社会の実現に向けて、性と生殖に関する健康と権利の考え方について広く社会の関心を高めることが重要です。

図表 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）という言葉の周知状況



資料:令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

\* **性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)**…平成6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

\* **マタニティ・ハラスメント**…妊娠・出産をきっかけに、肉体的、精神的な嫌がらせを受けること。具体的には、妊娠したことで解雇されたり、妊娠の継続を脅かすような危険な業務を故意に割り当てたり、妊娠したことについての悪口を言ったりなどの行為が該当する。

## ■ 主な施策

### ○性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる

あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

### ○男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠や HIV／エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

図表 妊婦健診の受診実績

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	実績	実績	前年度比	実績	前年度比	
母子健康手帳交付	1,410 人	1,322 人	93.8%	1,362 人	103.0%	
妊婦一般健康診査(*)	16,653 人	16,430 人	98.7%	16,215 人	98.7%	
HBs 抗原検査	1,377 人	1,285 人	93.3%	1,331 人	103.6%	
HIV 抗体検査	1,371 人	1,282 人	93.5%	1,329 人	103.7%	

(\*)延べ人数

図表 がん検診の受診実績

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	実績	実績	前年度比	実績	前年度比	
乳がん検診	4,696 人	4,288 人	91.3%	4,636 人	108.1%	
子宮がん検診	4,347 人	4,186 人	96.3%	4,482 人	107.1%	

資料：健康づくり課

指 標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査

**目標値の根拠** 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の重要性和現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

## 3-2

# 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進

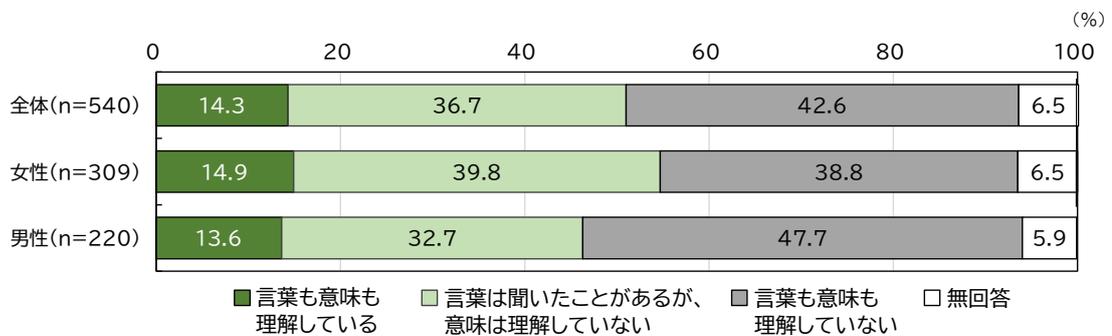
### 現状と課題

性的指向の対象が異性だけではない人、自分が生まれ持った性別に違和感を持つ人など、性的指向・性自認（SOGI）\*は多様です。しかし、わが国では、おおむね性的指向は異性愛者、性自認が生まれ持った性別と一致していることを前提とした法制度や社会制度が構築されているため、時にL G B T Q \*等の当事者にとって生きづらい状況が生まれることもあります。

一方、令和元(2019)年5月に成立した改正労働施策総合推進法では、性的指向・性自認（SOGI）による差別やアウティング\*もパワーハラスメントの一つとして位置づけられ、防止対策を講じることが企業に義務付けられるなど、近年では多様な性に配慮した社会制度の改革が進みつつあります。

本市においても、多様な性に関する理解を深める意識啓発や施策を推進し、性的指向・性自認（SOGI）にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる環境の整備を促進する必要があります。また、多様な性の概念を広く認識してもらう上で、それぞれの性的指向・性自認（SOGI）があるという「気づき」を促すような意識啓発が求められます。

図表 SOGIという言葉の認知度



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

\***性的指向・性自認(SOGI)**…SOGI（ソジ）は Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別と自分の性別との関係のこと。性自認は、自身が認識している自分の性別のこと。

\***LGBTQ**…レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（T：身体の性と心の性が異なる人）、クエスチョニング（Q：自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人）の頭文字をとった言葉。

\***アウティング**…本人の了解を得ずに、本人が公にしている性的指向や性自認を他の人に伝え、拡散してしまうこと。

## ■ 主な施策

### ○多様な性のあり方についての理解を進めるための啓発を推進する

啓発用リーフレットや広報紙、あさか男女（ひと）の輪サイト等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

### ○学校教育において多様な性に関する教育を推進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また、多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進します。

### ○市の施策における<sup>エルジービーティーキュー</sup>LGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う

市の施策や行政事務等においてLGBTQ等の当事者への配慮を欠いたり、法制度上の規制によって生活のしづらさを感じていること等を洗い出した上で、それらを改善していくような方策を検討します。

性の多様性を理解するためのリーフレット

指 標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「SOGI（ソジ）」という言葉 を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	市民意識調査

**目標値の根拠** 現状値を踏まえ、「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定

## 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

### 4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

#### 現状と課題

配偶者やパートナーからの暴力は、親密な関係の下に発生することが多いために潜在化しやすく、時には暴力被害を受けているという自覚がない被害者も存在します。こうした暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を社会全体で共有することが重要です。

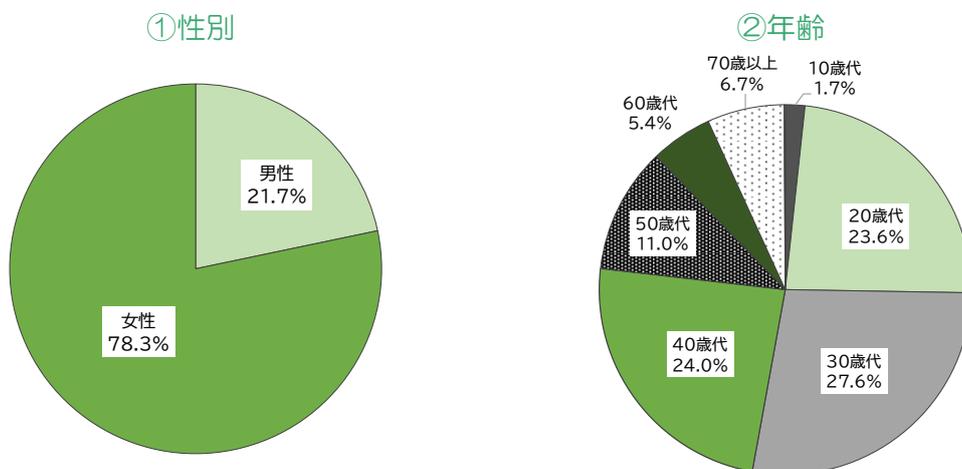
「令和2(2020)年警察白書」によると、配偶者等からの暴力事案の被害者は女性が78.3%を占めています。市民意識調査からも、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力においては男性よりも女性の被害が多くなっていることがうかがえます。近年では、恋人同士の間でのデートDVなども問題となっており、若年層への意識啓発も必要となっています。

また、地域や学校、職場などにおけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、ストーカー犯罪、リベンジ・ポルノ\*や強制性交等の性暴力等、あらゆる暴力を未然に防止するための取組が必要です。

特に、性暴力対策については、国は令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として位置づけ、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととしています。誰もが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

今後も、お互いの人権や生き方を尊重することの重要性と、暴力を持って人を支配することは決して許されないことであるという考え方を多くの市民に周知することが求められています。

図表 配偶者等からの暴力事案等の被害者の状況（令和元(2019)年）



資料：警察庁「令和2(2020)年警察白書」

\*リベンジ・ポルノ…離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに相手の裸の画像や私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開すること。

## ■ 主な施策

### ○人権についての教育を推進する

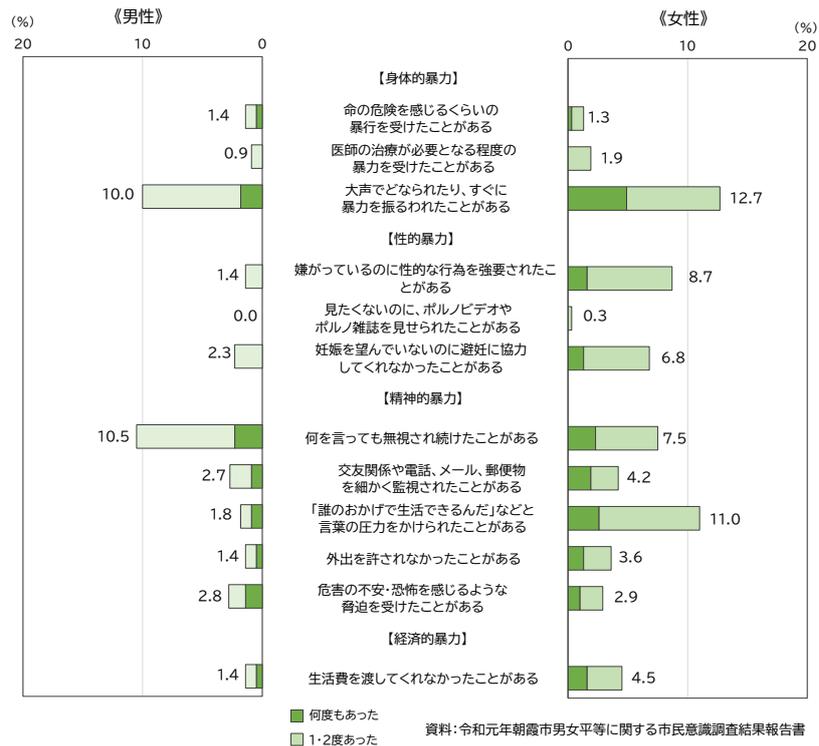
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。

また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を高くみます。

### ○異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

図表 配偶者等からの暴力を受けた経験



指標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査

**目標値の根拠** DV防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

## 4-2

## 相談体制の充実

### 現状と課題

配偶者やパートナーから暴力を受けた時に相談できる先は、被害者をDV被害から保護し、自立を支援するための入り口となります。そのためには、様々な相談窓口が広く周知されていることが重要となります。

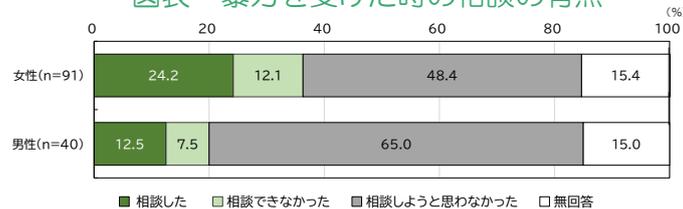
本市は、平成23(2011)年4月1日から市役所内で配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、平成25(2013)年1月からはそれいゆぶらざ（女性センター）で相談を受けています。

しかしながら、相談件数は増加しているにもかかわらず、市民意識調査結果によると、暴力を受けた時に相談した相手として配偶者暴力相談支援センターをあげた人はいない結果となっています。

また、配偶者等からの暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した人は女性が24.2%、男性が12.5%と、特に男性で相談できない人が多いという問題があります。

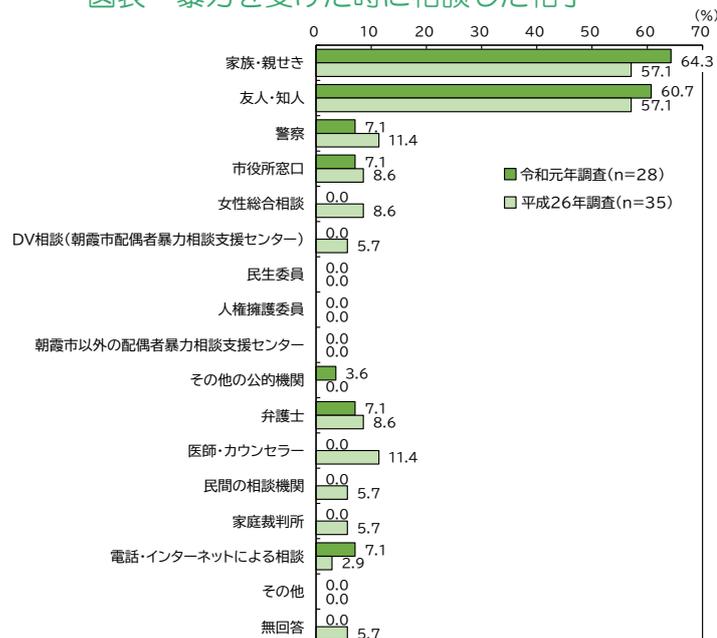
DV被害に苦しむ市民を減らすために、今後はより一層、被害者が相談できる体制を整備し、広く市民に認識してもらえる仕組みが必要です。

図表 暴力を受けた時の相談の有無



資料:令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 暴力を受けた時に相談した相手



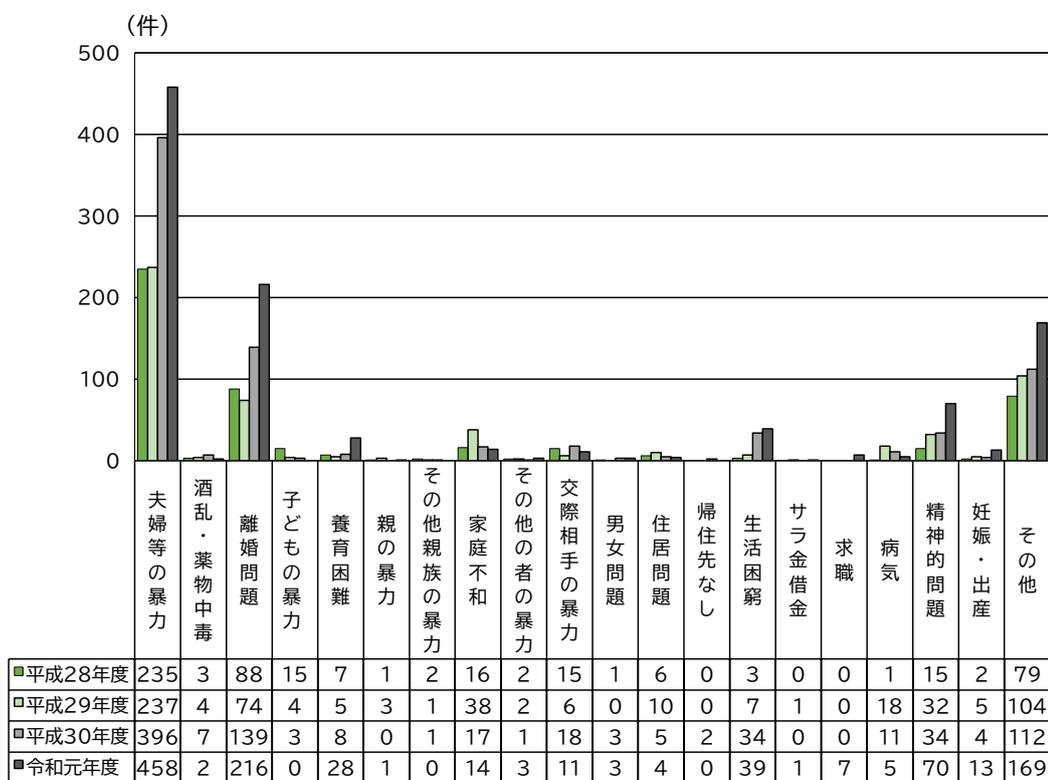
資料:令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

## 主な施策

### ○相談体制を充実させる

DV 相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の人材育成を図り、相談体制を充実します。

図表 DV相談の相談内容別件数



資料:令和2年度版朝霞市男女平等推進年次報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査

**目標値の根拠** 気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、当初値の約2倍をめざして設定

## 4-3

### 関係機関等との連携強化

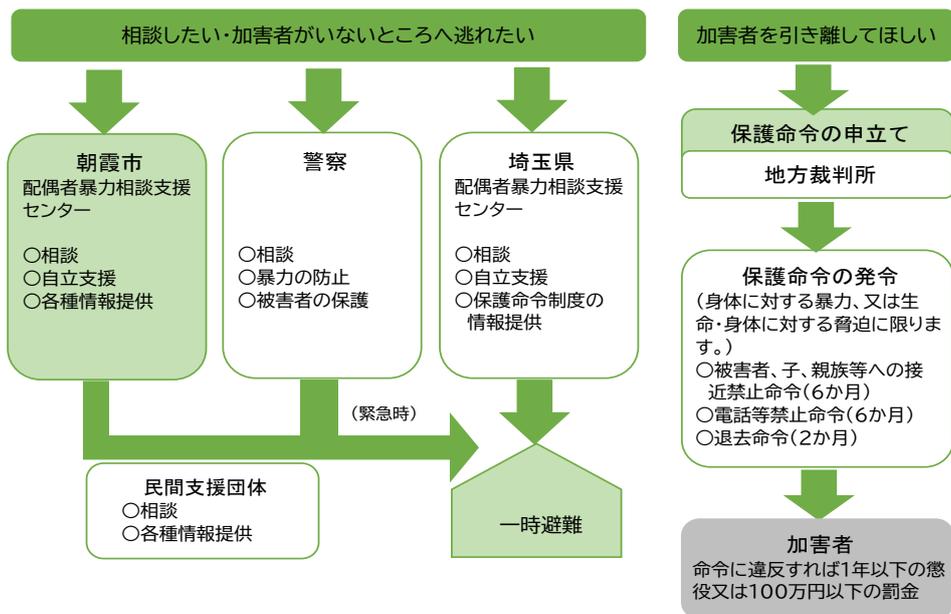
#### 現状と課題

あらゆる暴力は犯罪であるという認識の下、DV被害者の保護や自立支援に向けた体制を整えることが重要です。

これまで本市では、相談件数の増加や複雑化する相談内容に対応できるよう、DV相談及び女性総合相談の充実と、被害者の保護や問題解決につなげられるようなDV支援関係機関の連携体制を充実させてきました。さらに、DVと密接な関係がある児童虐待への対応も必要不可欠であることから、児童相談所や要保護児童対策地域協議会との緊密な連携がより重要となります。

今後、配偶者暴力相談支援センターを周知するとともに、関係機関との連携をより一層強化していくことが必要です。

図表 DV被害者支援の流れ



図表 配偶者からの暴力事案への対応状況の推移

(件)		平成27年	28年	29年	30年	令和元年
検挙件数	刑法犯・他の特別法犯	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090
	保護命令違反	106	104	80	71	71
配偶者暴力防止法に基づく対応	医療機関からの通報	110	126	116	136	122
	裁判所からの書面提出要求	2,794	2,505	2,223	2,092	1,959
	裁判所からの保護命令通知	2,415	2,143	1,859	1,726	1,663
	警察本部長等の援助	21,642	21,271	21,904	21,846	25,539

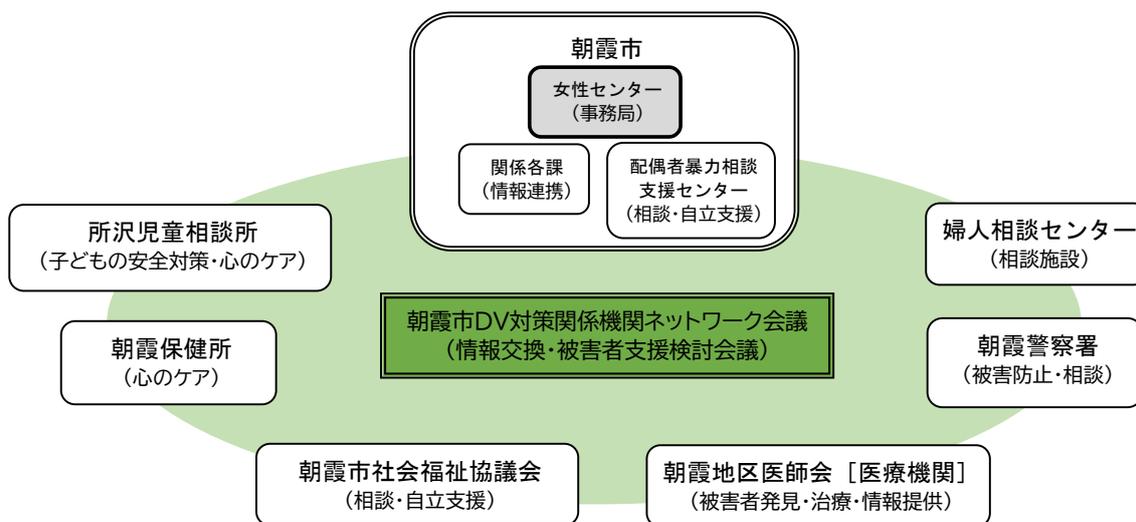
資料：警察庁「令和2(2020)年警察白書」

## ■ 主な施策

### ○DV支援関係機関による連携体制の充実を図る

DV被害者支援の相談・助言・保護・自立支援に向けての情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、被害者支援の充実を図ります。

図表 DV対策関係機関ネットワーク



図表 配偶者からの暴力事案への対応—検挙等以外の対応

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
防犯指導・防犯機器貸出し	55,055	62,129	66,042	72,040	74,306
保護命令制度の説明	34,618	35,462	36,885	37,555	39,595
加害者への指導警告	31,752	39,851	44,361	51,172	55,519
関係機関への連絡（注1）	8,404	7,550	8,774	12,530	11,794
パトロール	3,593	4,641	4,275	4,278	3,818
その他の措置（注2）	10,379	9,489	8,804	9,783	11,845

（注1）関係機関：配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、医療機関 等

（注2）その他の措置：GPS 機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示、転居時の立会い 等

資料：警察庁「令和2(2020)年警察白書」

※目標値の設定が困難なため、指標を設けないこととします。

## 5 女性の職業生活における活躍の推進

### 5-1

### 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

#### 現状と課題

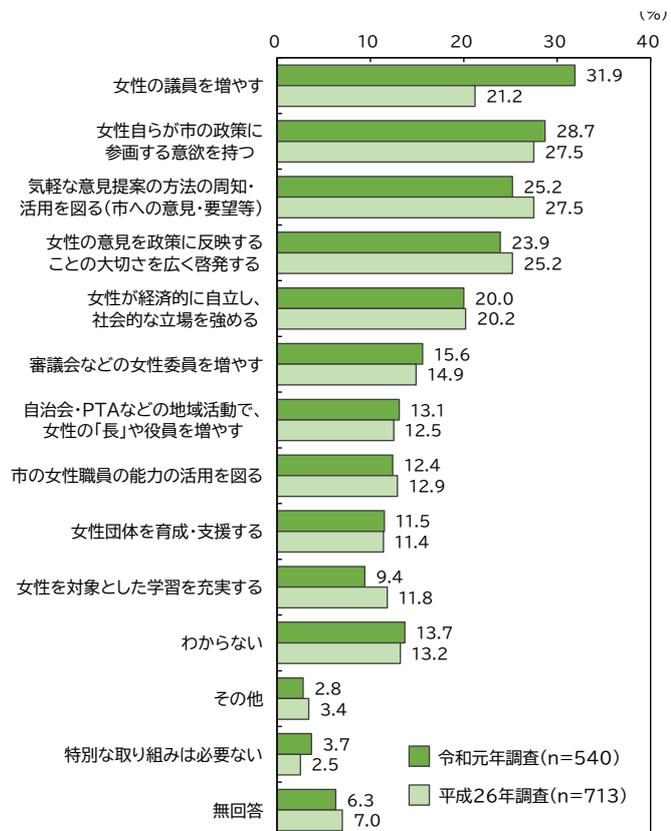
市民意識調査では、市の政策に女性の意見を反映するために必要なこととして「女性の議員を増やす」という意見が最も多くあげられていました。平成 30(2018)年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務として政治分野への男女共同参画に関する実態の把握と情報収集、必要な啓発活動などの施策を実施することが位置づけられています。

市の審議会委員等に占める女性の割合は令和2(2020)年3月末現在29.2%で、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」で示された国際的な目標値30%に届いていないことから、審議会委員等に就任する女性を増やすために、今後もさらなる取組が必要といえます。

また、市内における男女平等の推進については、令和2(2020)年に「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」を策定し、職員の仕事と生活の調和、採用や昇任等における男女平等の推進、女性職員の登用促進、ハラスメントへの対策等の施策に取り組んでいます。市が率先し、モデルとなって働きやすい環境づくりを進めることで、女性の働く場での活躍を推進していくことが求められています。

さらに、市内事業所に対しては、経営上の意思決定過程への女性の参画を促進するために、管理職や役員への女性の登用を推進するような支援や呼びかけが必要です。

図表 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

## ■ 主な施策

### ○市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別にかかわらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

### ○市内での男女共同参画を推進していく

「朝霞市市内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」に基づき、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めるなど市内の男女共同参画を推進します。

### ○就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。また、出産・育児、介護等にかかわらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

指 標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
各審議会等での女性委員登用率が 30%以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3 現在)	47.3% (R2.3 現在)	70%	朝霞市男女平等推進年次報告書

**目標値の根拠** 現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

## 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

### 6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

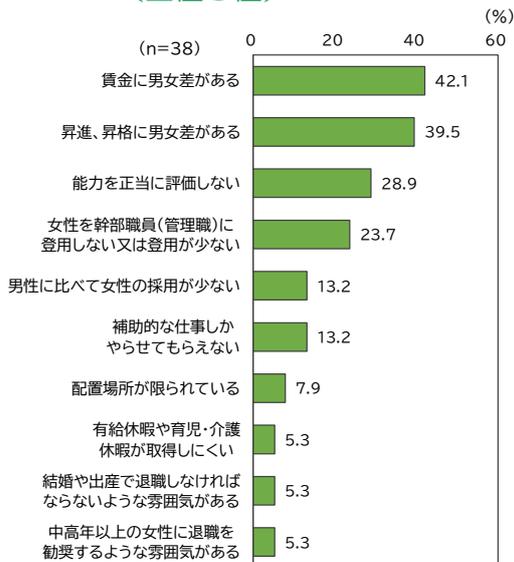
#### 現状と課題

国は、昭和 61(1986)年に男女雇用機会均等法を施行して職場における男女差別の撤廃を目指し、平成 27(2015)年成立の「女性活躍推進法」では、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用、仕事と家庭の両立への配慮などを企業や自治体に義務付けています。

しかし、市民意識調査では職場における不当な扱いとして「賃金に男女差がある」ことが多くあげられ、事業所アンケートでは女性従業員に非正規雇用が多く、管理職に占める女性の割合が低い実態が明らかになっています。また、「令和元(2019)年度雇用均等基本調査」(厚生労働省)によると、女性の育児休業取得率は 83.0%であるのに対して、男性の育児休業取得率は 7.48%と、男女間で大きな差があります。こうした男女格差は、家庭や職場、地域活動等での性別役割分業の固定化につながる一因になり、男女平等社会の実現に向けての妨げにもなります。

男女の労働者が仕事と家庭の両立を図れるように、市内事業所に働き方の見直しを呼びかけ、男性が家事や育児、介護にもっと関わられるような支援を推進するとともに、女性が仕事においてその個性と能力をもってさらに活躍できるような環境整備と能力開発等の支援が必要です。

図表 職場における不当な扱いの内容  
(上位8位)



資料:令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 男女が共に仕事と家庭を両立して  
いくために必要な条件(上位8位)



資料:令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

## ■ 主な施策

### ○仕事と家庭の両立を支援する

仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

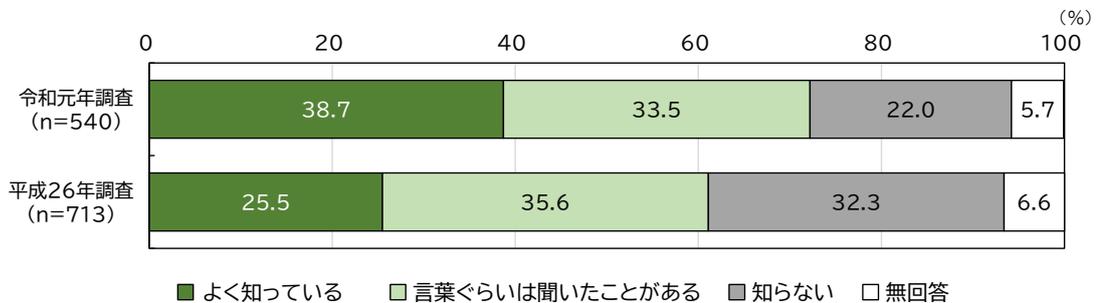
### ○男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

図表 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の周知状況



指 標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
「ワーク・ライフ・バランス」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査

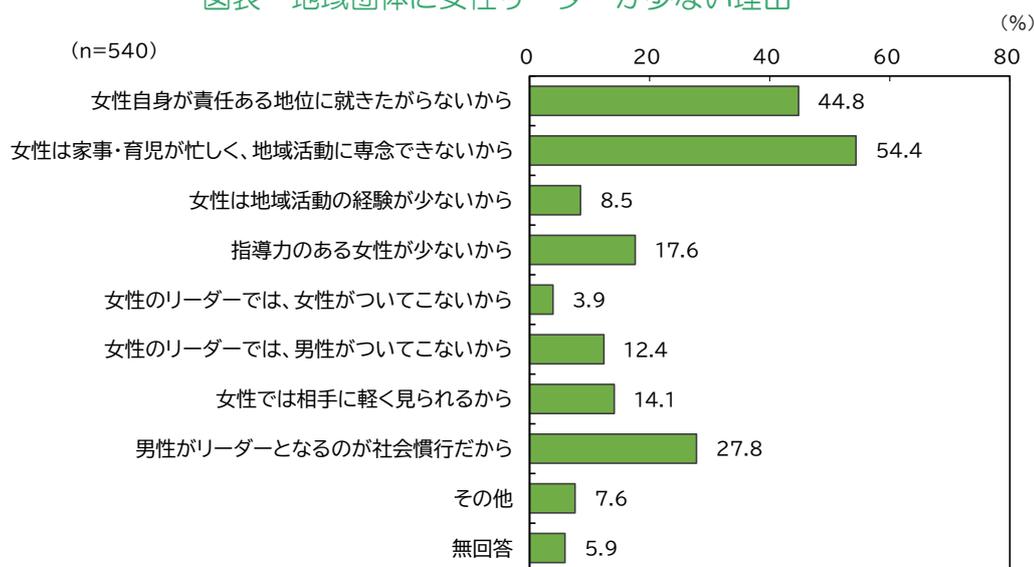
**目標値の根拠** 日常生活の中で男女平等を実感するために、まずワーク・ライフ・バランスを広く周知することをめざして設定

### 現状と課題

市民意識調査によると、「自治会や町内会の活動」に参加している人は女性が18.4%、男性が19.1%と、自治会等への参加傾向に性別による違いはほとんどありません。しかしながら、町会長・自治会長に占める女性の割合は令和2(2020)年4月1日現在で10.0%にとどまっており、自治会活動において女性がリーダーの役割に就くことが少ないのが現状です。地域団体に女性リーダーが少ない理由について、市民意識調査では、「女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」や「女性が責任ある地位に就きたがらないから」、「男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」といった意見が多くあげられています。町内会などの地域活動において男女が平等に参画していくためには、市民一人一人が性別にこだわることなく地域活動で様々な経験を積むと同時に、社会慣行における固定的な性別役割分業意識を解消するための啓発が必要です。

また、近年では地震や水害などの大災害が全国各地で起きています。防災活動や避難所運営において、地域住民による協力は必要不可欠です。しかし、これまでの災害時には、女性が必要とする備蓄品の不備、避難所におけるプライバシーの侵害、DV被害や性暴力被害などの問題がたびたび発生してきました。原因の一つに、防災会議や避難所運営等に女性の参画が少ないことがあげられます。今後は、防災会議や自主防災組織等に女性の参画の機会を増やすとともに、あらかじめ女性をはじめとする様々な立場の人の視点に立った防災活動、避難所運営を推進する必要があります。

図表 地域団体に女性リーダーが少ない理由



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

## ■ 主な施策

### ○地域活動への参画を促す

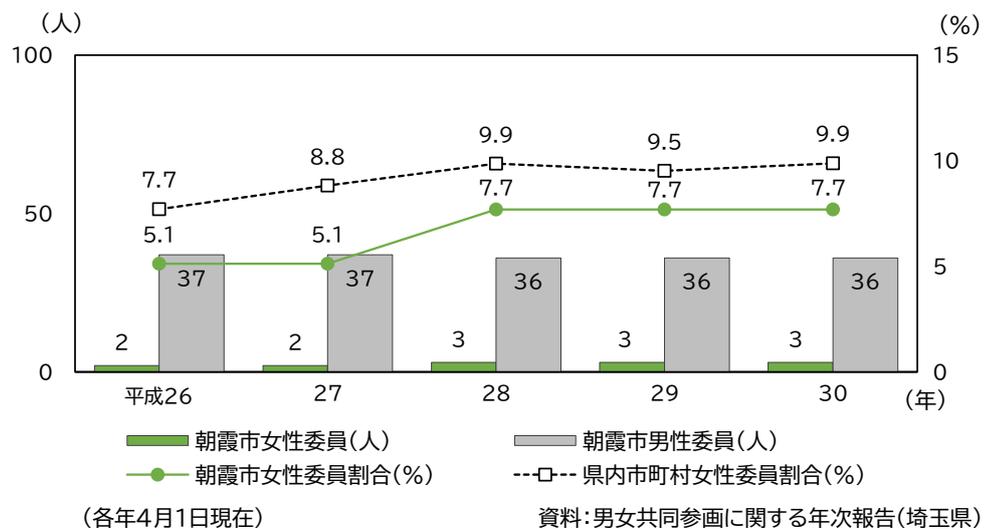
多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

また、町内会等の活動における性別役割分業を見直し、役員や会長等リーダーシップをとる役職の性別の偏りを解消するよう、市民へ呼びかけます。

### ○防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

図表 防災会議に占める女性の割合



指 標	数値目標			評価資料
	当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
町会・自治会等の会長に占める女性の割合	16.9%	7.5%	15%	男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

**目標値の根拠** 現状値を踏まえ、町会・自治会等の会長に占める女性の割合が15%以上となることをめざして設定



## 第4章 計画の推進

- 1 総合的な推進体制
- 2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進取組
- 3 市民・関係機関との連携
- 4 進行管理

## 1 総合的な推進体制

### (1) 朝霞市庁内男女平等推進指針の推進

職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を目指すなど、市役所から率先して男女平等に取り組みます。

### (2) 朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）の推進

女性職員の活躍推進に向けた人材育成や職場環境の形成に積極的に取り組むため、職員一人一人が性別によらず持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくりと、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

### (3) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議を中心とした全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

### (4) 男女平等推進審議会の意見の反映

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

### (5) 男女平等苦情処理委員の設置

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

## 2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

## 3 市民・関係機関との連携

### （1）市民・関係団体との連携強化

市民・関係団体の自主的な活動を支援するとともに、計画の推進に当たっては、市民・関係団体と連携して取り組みます。

### （2）男女平等推進事業企画・運営協力員等との連携

セミナーの企画や広報あさかの記事の作成などに当たり、「男女平等推進事業企画・運営協力員等」の市民が主体となって事業に取り組み、効果的な運営を行っていきます。

### （3）関係機関との連携

国・県、その他関係する機関と連携しながら、DVの防止や被害者支援などの施策を推進します。

## 4 進行管理

「朝霞市男女平等推進条例」（第11条）の規定に基づく「男女平等推進事業評価」において、基本計画の指標・数値目標の達成に向け、実施した施策の成果に焦点を当て評価を行い、その評価を施策に反映させていきます。また、実施状況等について年次報告書を作成し、広く公表します。